

企業庁経営戦略

(平成28年度～平成37年度)

平成28年3月

愛知県企業庁

目 次

第1章 経営戦略の策定

1 背景	1
2 目的	1
3 計画期間	1

第2章 事業運営の基本方針

1 事業概要	2
(1) 水道事業	2
(2) 工業用水道事業	2
(3) 用地造成事業	2
2 基本目標	3
(1) 水道事業	3
(2) 工業用水道事業	3
(3) 用地造成事業	3

第3章 事業の現状と経営戦略

1 組織・職員定数	4
2 水道事業	5
(1) 事業の現状	5
(2) 収支状況	9
(3) 主要取組事項及び取組内容	10
(4) 投資財政計画	12
3 工業用水道事業	13
(1) 事業の現状	13
(2) 収支状況	16
(3) 主要取組事項及び取組内容	17
(4) 投資財政計画	19
4 用地造成事業	22
(1) 事業の現状	22
(2) 収支状況	24
(3) 主要取組事項及び取組内容	25
(4) 投資財政計画	27

第4章 戦略の推進

1 評価・検証及び実績の公表	29
2 取組事項に対する取組内容	29
3 取組事項に対する数値目標等	39
4 経営戦略の見直し	41

付録

用語解説	42
------------	----

用語解説で解説している用語には、本文中*印を付しています。

第1章 経営戦略の策定

1 背景

企業庁では、地方公営企業という立場から地域の発展と県民福祉の向上に寄与するため、平成18年度に「企業庁中期経営計画」（計画期間：平成18年度～平成22年度）を策定し、経営の健全化・効率化等、経営基盤の強化に向けた取り組みを進め、更には、平成21年度から施行された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」による公営企業の抜本的改革の推進等について集中的に取り組むため、平成23年度に「第2次企業庁中期経営計画」（計画期間：平成23年度～平成27年度）を策定し、引き続き経営の健全化・効率化等、経営基盤の強化に向けた取り組みを進めてきたところです。

また、地域主権の確立に向けた改革の推進のため、平成26年度から地方公営企業会計制度が見直され、地方公営企業を取り巻く環境の変化に対応していく必要があります。

公営企業は、料金収入をもって経営を行う独立採算制を基本原則としながら、住民生活に身近な社会資本を整備し、必要なサービスを提供する役割を果たしており、将来にわたりその本来の目的である公共の福祉を増進していくことが必要ですが、人口の減少、施設の老朽化等、経営環境が厳しさを増す中で今後もサービスの安定的な継続のためには、中長期的な視点から事業運営基盤の強化とともに、引き続き経営健全化のため不断の取り組みが必要となります。

そうした中で、従来第2次中期経営計画の実績や、第2次中期経営計画中間業績評価を踏まえるとともに、社会経済情勢の変化にも適切に対応していくため、「企業庁経営戦略」を策定するものです。

2 目的

この経営戦略は、引き続き水道用水及び工業用水の安定供給、また、用地造成事業による企業誘致の実現を継続できるよう、中長期的な視点に立った経営を行い、徹底した効率化、経営健全化に取り組むために、各事業の現状と課題を把握し、投資計画と財政計画が収支均衡するよう、今後の経営状況の見通しとともに、より一層の効率化、経営健全化への取組方針を明示することにより経営基盤の強化を図ることを目的として策定するものです。

3 計画期間

平成28年度から平成37年度までの10年間

ただし、計画期間内において経営環境に著しい変化が生じた場合、取組目標と実績に著しい乖離が生じた場合などは適宜見直しを行います。

第2章 事業運営の基本方針

1 事業概要

(1) 水道事業

水道事業は、昭和 32 年に水道用水供給事業として愛知用水の建設と同時に着手し、昭和 37 年 1 月に愛知用水地域の 13 市町へ水道用水の供給を開始して以来、54 年が経過しました。

この間、愛知用水地域のほか、西三河、尾張及び東三河の各地域において順次事業を実施し、都市化の進展と生活水準の向上に伴って増大する水需要に適切に対応してきました。

また、昭和 56 年度からは、水道用水の安定供給、長期にわたる水需要への対応及び水源の有効活用を図るため、従来の 4 事業を統合し、名古屋市とその周辺の一部及び三河山間地域を除く県内一円において、広域水道のネットワークを形成しています。

(2) 工業用水道事業

工業用水道事業は、昭和 33 年に愛知用水工業用水道事業に着手し、昭和 36 年 12 月に名古屋市南部及び名古屋南部臨海工業地帯に給水を開始して以来、昭和 45 年には東三河工業用水道事業、昭和 50 年には西三河工業用水道事業、昭和 60 年には尾張工業用水道事業と 4 事業で給水を開始しました。

その後、需要動向に応じた施設整備や改築を実施することにより安定供給に努め、本県の産業発展に重要な役割を果たしています。

(3) 用地造成事業

内陸用地については、昭和 36 年から内陸用地造成事業として事業を開始し、平成 27 年度末までに 93 地区、3,840ha の用地を取得するとともに、89 地区 3,019ha の処分を行いました。

臨海用地については、臨海用地造成事業として衣浦地区は昭和 34 年から、三河地区は昭和 39 年から、それぞれ事業を開始し、港湾整備と一体的に工業用地、ふ頭用地、公園緑地あるいは県行政上必要な公共用地等、多面的な用地造成を行い、平成 27 年度末までに両地区で 3,726ha の用地を造成するとともに、3,442ha の処分を行いました。

また、中部臨空都市は、中部国際空港の空港機能を支援・活用するとともに、空港のインパクトを地域に波及させる都市拠点を形成するため、平成 10 年度から事業を開始し、平成 27 年度末までに 179ha の用地を造成するとともに、108ha の処分を行いました。

事業開始以来、各種産業施設の受け皿整備を進めるとともに、既存の住工混在を避け、公害防止に留意した計画的な工場立地を進め、特に、産業の誘致・育成と既存産業の高度化のための用地や都市部にある企業の拡張・移転のための用地を提供してきました。

その結果、愛知県は製造品出荷額等が、昭和 52 年から 38 年連続日本一の座を占めるなど、本県の産業振興に大きな役割を果たしています。

用地造成事業は、地域の産業振興と工場の適正配置を目的として、内陸用地造成事業と臨海用地造成事業の会計を別に事業を進めていましたが、両事業は「良質な工業用地の提供」という同じ事業目的を有するため、平成 23 年度に会計統合を行い、一事業として効率的かつ弾力的な事業運営を行っています。

2 基本目標

(1) 水道事業

「安全で安定した水道水の供給」

中長期的な視野に立った計画的な経営を実施することにより、日常生活に欠くことのできない水道用水を、将来的にも県民が安心して利用できるように、安全な水を安定的に供給します。

(2) 工業用水道事業

「低廉で安定した工業用水の供給」

中長期的な視野に立った計画的な経営を実施することにより、企業の産業活動の維持・発展を支える工業用水を、将来的にも可能な限り低廉な料金で安定的に供給します。

(3) 用地造成事業

「内陸用地及び臨海用地への企業誘致の実現」

産業振興に寄与するため、内陸用地及び臨海用地の造成を進めるとともに、企業誘致の実現を進めます。

第3章 事業の現状と経営戦略

1 組織・職員定数

企業庁長を公営企業管理者として、企業庁長を補佐する企業次長、技術監を配置し、本庁に3部7課で144名、出先機関に6事務所1試験所で321名の職員体制により事業を運営しています。

職員定数は、事業量に応じた適切な人員配置を行い、経営の健全化に向けて適正な管理を行っていますが、平成10年代に採用の抑制を行ってきたことから、30歳代職員が極端に少ないこと、また、団塊世代職員の大量退職の補充を相当数の新規採用職員で補ったことから、経験豊かな技術職員が減少し、経験の浅い若手職員が増加しており、職員の年齢構成に偏りが生じています。

図 1.1 組織と職員定数（平成28年度）

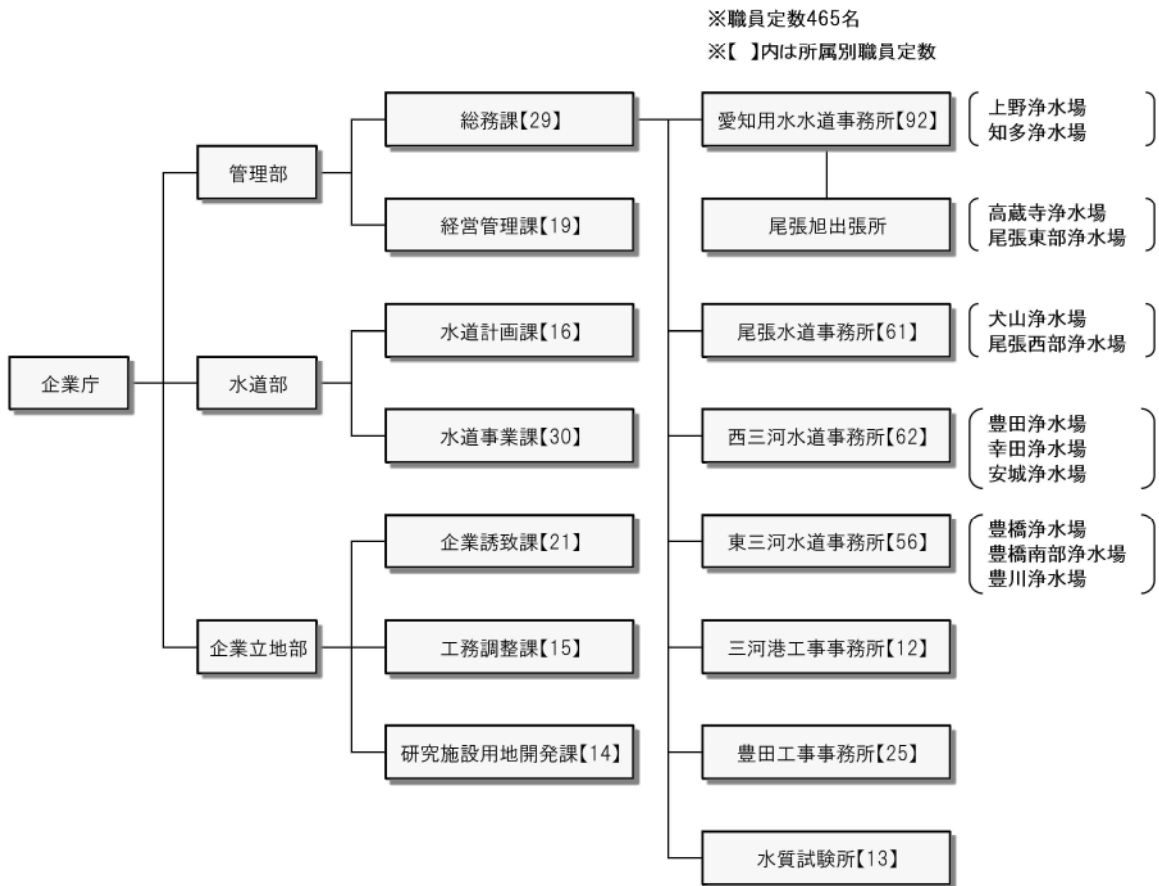


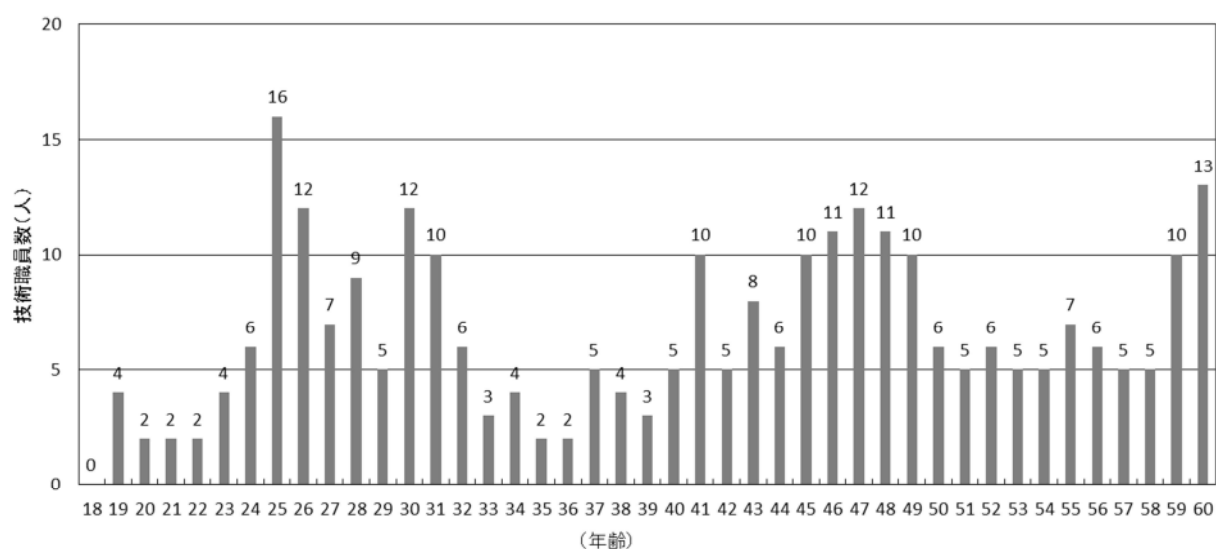
表 1.1 職員定数の年度別推移

(単位：人)

事業 \ 年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28
水道事業	280 (220)	280 (220)	283 (222)	285 (225)	286 (227)	286 (227)
工業用水道事業	88 (77)	88 (77)	86 (75)	84 (72)	84 (73)	84 (73)
用地造成事業	122 (62)	117 (60)	106 (54)	99 (53)	96 (52)	95 (51)
企業庁全体	490 (359)	485 (357)	475 (351)	468 (350)	466 (352)	465 (351)
対前年 (企業庁全体)	△ 14	△ 5	△ 10	△ 7	△ 2	△ 1

注：括弧内数字は技術職員数で内数

図 1.2 水道、工業用水道事業における技術職員の年齢構成（平成 27 年度末）



2 水道事業

(1) 事業の現状

①水道用水の供給について

水道事業は、愛知県公営企業の設置等に関する条例に基づき、一日最大給水量を 1,740,000 m³とし、予備力(*)を含め施設能力 1,924,600 m³/日とする計画により事業を実施しており、平成 27 年度末における施設能力は、一日最大 1,785,700 m³となっています。

愛知県水道用水供給事業 事業概要

<http://www.pref.aichi.jp/0000006918.html>

②気候変動等による水不足について

近年、降雨量の変動幅の増大や、年降水量の減少傾向などの気候変動等により、当初計画していたダムによる開発水量(*)が安定的に確保されず、水道用水の供給の安定性が損なわれている状況にあります。

このため、各水系において頻繁に節水対策を実施せざるを得ない状況になっています。

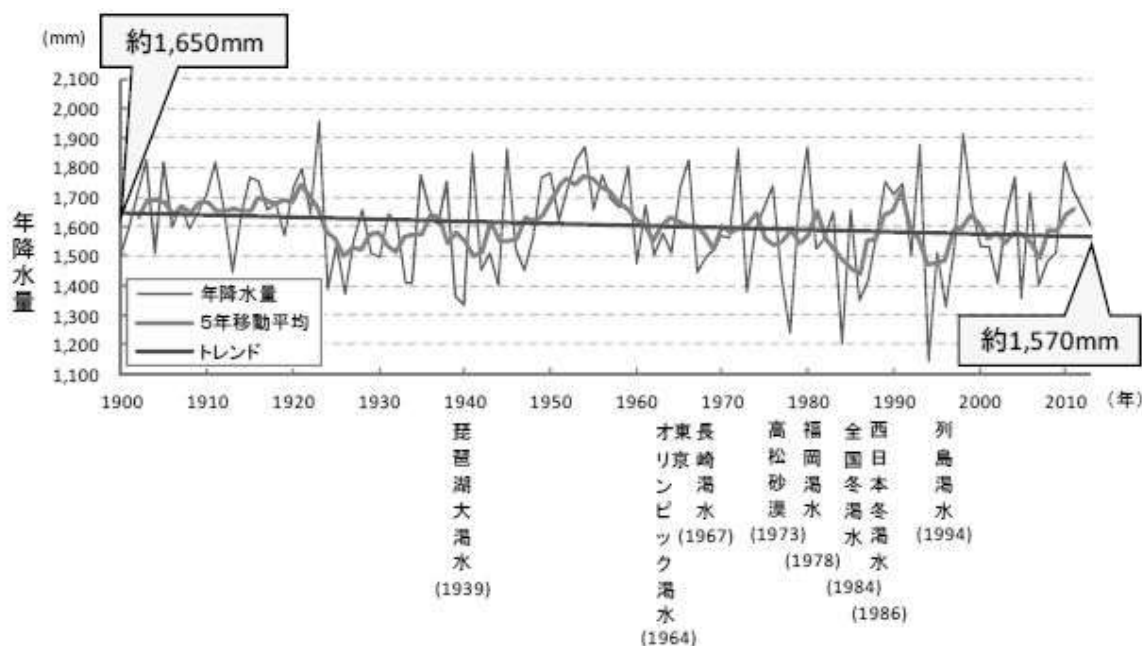
平成 25 年度には豊川水系で深刻な渇水となり、水道では最大 28%の節水となるなど非常に厳しい状況となりました。

表 2.1 過去 10 年間の節水の状況【H18~27】

H28.3現在

水系名	ダム名	節水回数	節水延日数
木曾川水系	岩屋ダム	3回	39日
	牧尾ダム	3回	42日
矢作川水系	矢作ダム	2回	29日
豊川水系	宇連ダム、大島ダム	2回	65日

図 2.1 年降水量の推移 (1900 年~2013 年)



- (注) 1. 気象庁資料をもとに国土交通省水資源部作成
2. 全国 51 地点の算術平均値 (地点名は、参考 1-2-3 を参照)
3. トrendは回帰直線による。
4. 各年の観測地点数は、欠測等により必ずしも 51 地点ではない。

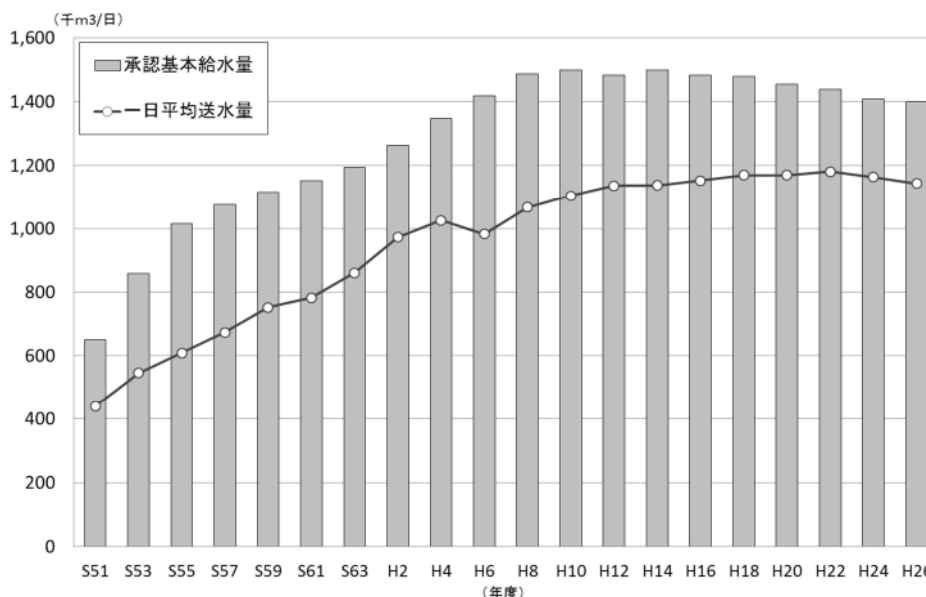
出典：国土交通省「平成 26 年度 日本の水資源」
http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/mizsei/mizukokudo_mizsei_fr2_000012.html

③水需要の動向について

水道用水の需要は、平成初期頃までは概ね順調な右肩上がりに推移していましたが、平成 22 年度をピークに近年は緩やかな減少傾向となっています。

また、承認基本給水量^(*)については、水道事業者の自己水源から県営水道への転換による増量は一部にみられるものの、全体的には節水機器の普及や節水意識の向上等により平成 14 年度をピークに減少傾向に転じています。

図 2.2 給水量の推移



④水道施設の整備について

平常時の水需要に対応した水道用水の供給はもとより、地震・事故時等においても安定的に供給できるよう水道施設の整備を進めています。

【地震防災対策の強化】

水道事業では、平成 7 年の阪神・淡路大震災を教訓として、平成 9 年度から水道施設の耐震化を進めてきました。

また、平成 14 年度に東海地震の想定震源域の見直しに伴い、愛知県内における地震防災対策強化地域が大幅に拡大されたことから従来の計画をより実効性のあるものとするための見直しを行い、新たに「愛知県営水道地震防災対策実施計画^(*)」を平成 15 年 1 月に策定し、その後、平成 16 年 3 月及び平成 21 年 2 月に一部計画の見直しを行いました。

平成 26 年 5 月に愛知県地域防災計画^(*)が見直され、同計画の想定地震に南海トラフ地震が追加されたことから、同計画と整合を図り、南海トラフ地震に対する対策を加えるとともに東日本大震災の被害状況を踏まえた対策を見直し、平成 27 年 3 月に計画年度を平成 42 年度とした「愛知県営水道地震防災対策実施計画」の見直しを行いました。

【老朽化施設の更新】

水道事業は、昭和 37 年の給水開始以来、54 年が経過しており、浄水場の電気、計装^(*)、機械等の設備の老朽化が進んできたことから、平成 2 年度から計画的な更新を進めています。

また、管路についても、老朽化が進んだ管路が増加してきたことから、平成 24 年度から計画的更新を進めています。

⑤安全で安心な施設の管理について

安全で安心な水道用水を安定的に供給するために、水道施設の維持管理及び水質管理を万全な体制で実施しています。

【維持管理体制の充実】

浄水場及び送水管路等の維持管理については、定期的に施設点検を実施するとともに、計画的に修繕を実施し、水道用水の安定的な供給に努めています。

なお、浄水場運転管理業務の民間委託及び排水処理^(*)施設等への P F I^(*) 導入などの官民連携により、維持管理の効率化を図っています。

また、受水団体と定期的な意見交換や応急給水訓練を共同で実施するなど連携を強化しています。

さらに、浄水場や調整池などでは、機械設備による警備を導入し警備体制の強化を図っています。

【水質管理の強化】

本県の水源水質は全般的に良好であり、浄水処理により安全かつ安定的な水質を確保しています。

安心できる水道用水を供給するため「水質管理計画^(*)」を策定するとともに、毎年度「愛知県企業庁水質検査計画^(*)」を作成するほか、水質検査機器の整備・更新を進め、平成 20 年 1 月に「水道 G L P^(*)」を取得するなど、水質管理体制の強化を図っています。

また、「水安全計画^(*)」を策定し、安全な水の供給を確実にするシステムを構築し、より良い水道水の供給に努めています。

(2) 収支状況

平成14年度以降、当年度損益及び累積損益ともに黒字を維持しています。

一方、毎年度の資金残は減少傾向にあり、経営は資金面で厳しい状況になっています。

なお、平成26年度においては、地方公営企業会計制度の変更等に伴い、未稼働資産の費用化により過年度における損益を修正する必要が生じたことなどから、当年度純損失が生じています。

表 2.2 収支状況【水道事業】

(単位:百万円)

区分		H23	H24	H25	H26	H27
収益的 収支 (*)	収益	30,212	29,762	29,476	34,598	32,777
	給水収益	29,742	29,349	29,102	29,065	29,104
	一般会計補助金	240	216	195	175	158
	長期前受金戻入	—	—	—	3,409	3,385
	その他収入	230	197	179	159	130
	特別利益	—	—	—	1,790	—
	費用	25,046	24,784	25,133	48,581	31,633
	減価償却費等	11,912	11,734	12,540	16,563	16,960
	支払利息	3,422	3,282	2,798	3,283	3,138
	維持費	9,712	9,768	9,795	10,182	11,535
特別損失	—	—	—	18,553	—	
当年度損益	5,166	4,978	4,343	△ 13,983	1,144	
累積損益	165	165	190	0	470	
資本的 収支 (*)	収入	14,721	17,114	10,465	10,820	14,911
	企業債	9,430	11,503	5,819	5,871	10,984
	国庫補助金	734	1,473	1,416	1,451	966
	一般会計出資金	3,739	3,317	2,270	2,629	2,116
	その他収入	818	821	960	869	845
	支出	33,884	39,090	31,141	28,513	30,818
	建設改良費	10,667	13,185	11,160	13,000	15,597
	建設利息	1,202	1,099	952	92	207
	償還金等	22,015	24,806	19,029	15,421	15,014
	資金残	21,249	17,299	14,032	14,136	12,941
企業債等残高	175,371	192,032	179,218	170,695	166,671	

※H23～26は決算、H27は最終予算(繰越含む)

※収益的収支には、消費税・地方消費税は含まない。

※資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額は、留保資金を充当した。

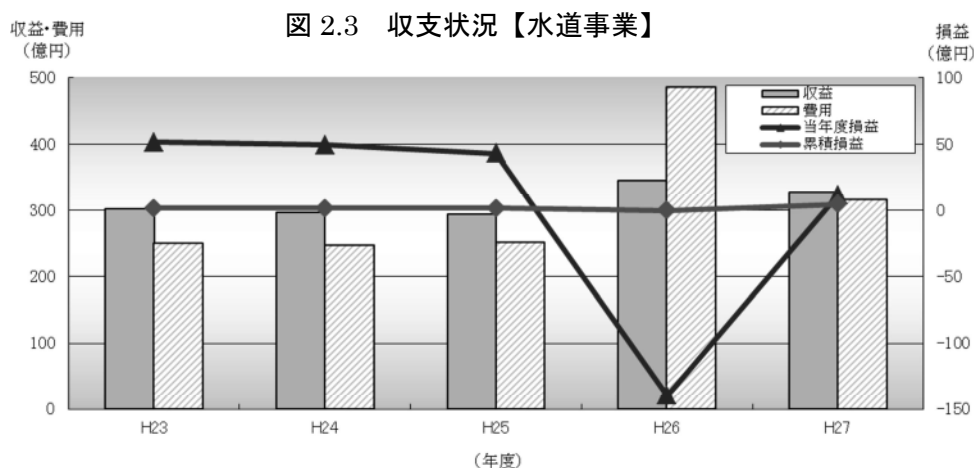


表 2.3 料金改定の状況

区分 年月日	基本料金(円/㎡/年)		使用料金 (円/㎡)	備考
	基礎水量	その他水量		
S51.4.1	4,440	7,200	14	
S53.4.1	6,600	9,240	↓	
S55.4.1	6,840	9,600	18	
S57.6.1	7,440	10,320	22	
S59.4.1	8,040	11,280	24	
H1.4.1	↓	↓	↓	(消費税3%加算)
H9.4.1	↓	↓	↓	(消費税・地方消費税5%加算)
H12.6.1	9,360	13,200	25	
H14.4.1	10,800	15,360	26	
H26.4.1	↓	↓	↓	(消費税・地方消費税8%加算)

(3) 主要取組事項及び取組内容

県民生活を支える水道用水を、安全かつ安定的に供給することが、水道事業の基本目標であることから、この目標を達成するため、以下の取組について実行し、より健全で効率的な経営を維持していく必要があります。

①安定供給の確保

ダム等水源施設は、気候変動により開発水量を安定的に確保できなくなっており、近年の気候変動の下においても安定的に供給できる水源を確保する必要があります。

また、水道事業は名古屋市とその周辺の一部及び三河山間地域を除く約 500 万人の県民が使用する水道用水の約 7 割を供給する重要な役割を担っているため、水道用水を安定して供給できるよう、地震防災対策の強化、老朽化施設の計画的な更新などを推進する必要があります。

【取組内容】

○安定的に供給できる水源の確保

近年の気候変動などによる流況の変化を踏まえつつ、渇水時においても安定的な水の利用を可能にすることを供給の目標とし、水道用水を安定的に供給できるよう水源の確保を図ります。

また、地震時においても水道用水を安定的に供給できるよう水源施設の地震対策を進めます。

○地震防災対策の強化

災害時における応急対策は、受水団体に対し、災害発生後 1 週間程度で応急給水、2 週間以内での平常給水を目指し、「愛知県営水道地震防災対策実施計画」におけるハード・ソフト両面からの対策を進めます。

○老朽化施設の更新

浄水場の電気、計装、機械等の設備については、更新の必要性和優先度を確認する等、施設の老朽度に即して効果的に整備を進めます。

また、導・送水管路^(*)については、耐震性、老朽劣化度、断水時の影響度等から、更新の優先順位づけを行い、計画的な更新を行います。

なお、施設の規模については、今後の水需要の動向を勘案するなど適切に施設整備を進めます。

○受水団体との連携

受水団体との連携は主に被災時における給水支援に関する施設整備や訓練の実施に取り組んできており、今後も受水団体との意見交換等を踏まえてこうした連携に取り組んでいきます。

②安全で良質な水の供給

水源水質の汚染が複雑化している状況に対して、水源監視を強化する必要があるとともに、水道水使用者の高度な水質へのニーズに対して、より一層安全で良質な水道用水を供給します。

③健全経営に向けた効率化の推進

水道事業の財政状況は、料金収入が伸び悩む中、地震防災対策や老朽化施設の更新など安定供給対策の実施に伴う費用増加が見込まれることから、引き続き効率化等を推進し健全経営に努めます。

【取組内容】

○組織の見直し

事務事業の進展に的確に対応できるよう、柔軟に必要な組織の見直しを行います。

また、事務処理方法の改善等を積極的に行い、組織の効率化に取り組みます。

○職員定数・給与の適正化

事業を推進するために事業量に応じた必要な人員を確保しながら、引き続き事務事業の見直し、事務処理方法の改善等に取り組み、適正な人員配置に努めます。

また、民間給与との均衡を図ることを基本とする人事委員会勧告を尊重して、社会情勢の変化に対応するよう、引き続き給与の適正化に取り組みます。

○民間的経営手法の導入

浄水場排水処理業務（汚泥処理業務）について、県内全ての浄水場で導入したPFI事業を着実に実施します。

なお、民間的経営手法の導入など更なる取組については、今後とも国の改革の方向性を踏まえつつ適切に対応していきます。

○収入確保の取組

未利用地については、売却も含めて資産の有効活用を図ります。

○企業債残高の抑制

内部留保資金や積立金の活用により、企業債(*)借入残高の増嵩を抑えます。

④人材の育成・確保及び技術の継承

近年、経験豊富な水道技術職員の退職者が多い状況が続き、これを補う新人職員が増加していることから、技術・ノウハウの継承が重要となります。

このため、引き続き人材の育成・確保及び技術の継承を図ります。

⑤環境に配慮した事業運営

愛知県の環境方針(*)に基づき、環境に配慮した事業を行います。

(4) 投資財政計画

給水収益については、下げ止まりつつある近年の実績や今後の人口推計を踏まえ、微減で推移すると見込んでいます。

一方、費用面では、今後、安定供給対策の実施などに伴い新たな減価償却費等が発生します。

このため、収益的収支は、計画初年度の平成28年度では約10億円の当年度純利益となっていますが、計画期間終了後の平成37年度に向けて当年度純利益は徐々に減少する見込みです。

資金面では、施設・設備の更新等に多額の投資が必要となりますが、企業債借入残高の増嵩を抑えながら、安定的な事業運営に必要な資金を確保していきます。

表 2.4 収支計画【水道事業】

(単位:百万円)

区分	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	
収益的 収支	収益	32,695	32,625	32,582	32,684	32,745	32,621	32,504	32,535	32,479	32,377
	給水収益	29,004	28,979	28,953	28,927	28,901	28,814	28,728	28,641	28,554	28,468
	一般会計補助金	155	155	155	155	155	155	155	155	155	155
	長期前受金戻入	3,412	3,335	3,331	3,472	3,571	3,548	3,531	3,662	3,705	3,694
	その他収入	124	156	143	130	118	104	90	77	65	60
	費用	31,691	30,021	30,046	30,668	30,995	30,789	31,503	31,793	31,930	32,157
	減価償却費等	16,901	16,718	16,711	17,307	17,701	17,480	18,267	18,562	18,703	18,865
	支払利息	2,978	3,021	2,987	2,955	2,816	2,697	2,589	2,525	2,412	2,309
	維持費	11,812	10,282	10,348	10,406	10,478	10,612	10,647	10,706	10,815	10,983
	当年度損益	1,004	2,604	2,536	2,016	1,750	1,832	1,001	742	549	220
累積損益	1	0	1	1	1	0	0	0	1	1	
資本的 収支	収入	13,617	17,707	16,597	10,220	11,205	10,872	12,873	8,831	7,174	7,030
	企業債	8,092	12,026	11,345	5,717	6,747	6,400	8,388	4,303	3,382	3,544
	国庫補助金	1,854	2,218	1,777	1,015	957	957	957	986	628	628
	一般会計出資金	2,758	2,758	2,758	2,758	2,758	2,758	2,758	2,758	2,758	2,758
	その他収入	913	705	717	730	743	757	770	784	406	100
	支出	31,686	33,669	33,387	27,136	29,036	27,542	29,561	26,022	23,764	23,431
	建設改良費	15,780	18,826	20,739	16,649	18,608	17,598	19,256	15,512	14,374	14,299
	建設利息	218	73	114	154	194	249	298	156	169	180
	償還金等	15,688	14,770	12,534	10,333	10,234	9,695	10,007	10,354	9,221	8,952
	資金残	10,525	11,431	11,440	11,281	10,153	10,354	9,829	9,000	8,784	8,601
企業債等残高	159,080	156,337	155,148	150,531	147,044	143,748	142,130	136,079	130,240	124,832	

※H28は当初予算、H29～37は収支見直し。

※収益的収支には、消費税・地方消費税は含まない。

※当年度利益は積立金として処分する。

※資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額は、留保資金で対応する。

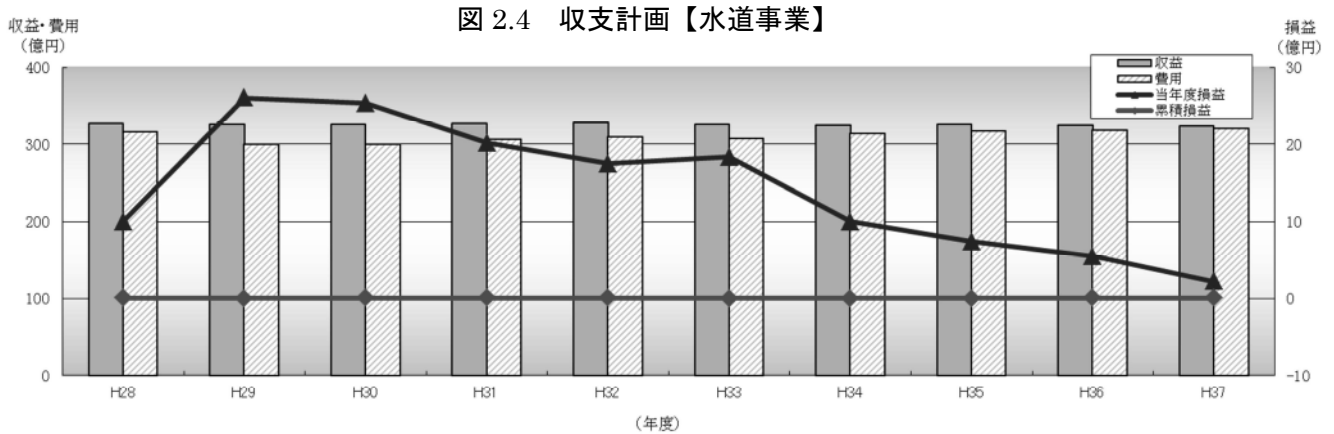


表 2.5 投資計画・財政計画【水道事業】

項目	事業概要	年度別投資及び財源額(単位:百万円)										
		H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	
建設投資	地震防災対策	浄水場設備、管路等の耐震化	6,557	6,082	4,513	3,732	3,629	3,217	3,190	2,258	1,996	1,875
	設備更新	浄水場等の設備更新	2,130	4,059	4,185	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500
	管路更新	老朽管路の更新	1,044	1,768	3,358	2,993	3,436	2,321	3,333	3,333	3,333	3,333
	水源事業費	設楽ダム、木曾川水系連絡導水路及び豊川用水二期事業等	2,604	6,016	5,955	5,743	7,072	7,879	7,882	5,270	4,864	4,547
	その他		3,445	901	2,728	681	971	681	1,351	1,151	681	1,044
合計			15,780	18,826	20,739	16,649	18,608	17,598	19,256	15,512	14,374	14,299
建設財源	国庫補助金		1,854	2,218	1,777	1,015	957	957	957	986	628	628
	一般会計出資金		2,189	2,189	2,189	2,189	2,189	2,189	2,189	2,189	2,189	2,189
	企業債		8,092	12,026	11,345	5,717	6,747	6,400	8,388	4,303	3,382	3,544
	自己資金等		3,645	2,393	5,428	7,728	8,715	8,052	7,722	8,034	8,175	7,938
合計			15,780	18,826	20,739	16,649	18,608	17,598	19,256	15,512	14,374	14,299

3 工業用水道事業

(1) 事業の現状

①工業用水の供給について

工業用水道事業は、愛知県公営企業の設置等に関する条例に基づき、一日給水能力を 1,790,000 m³とし、現在、事業を休止している名古屋臨海工業用水道事業を除いた愛知用水、東三河、西三河及び尾張の 4 工業用水道事業で 1,590,600 m³の計画で事業を進めています。

平成 27 年度末における工業用水道施設の給水能力は一日最大 1,553,600 m³であり、計画の 97.7%に達しています。需要水量は、369 事業所に対する契約水量が日量 1,227,072 m³であり、施設給水能力の 79.0%となっています。

また、昭和 47 年に事業着手した名古屋臨海工業用水道事業は、経済変動や社会情勢等の影響を大きく受けて需要の発生が当面見込めなくなったため、昭和 48 年度から事業を休止しています。

愛知県工業用水道事業 事業概要

<http://www.pref.aichi.jp/0000007047.html>

②工業用水需要の動向について

工業用水の需要は、産業構造の変化による不況業種を中心とした受水企業の廃業・減量並びに事業再編等による事業所の規模縮小及び廃止等で減少していましたが、業種によっては契約水量の増加もあり、近年は、ほぼ横ばいで推移しています。

なお、西三河工業用水道事業においては契約水量と給水能力 300 千 m^3 /日との差が少なくなっています。

図 3.1 契約水量及び事業所数の推移

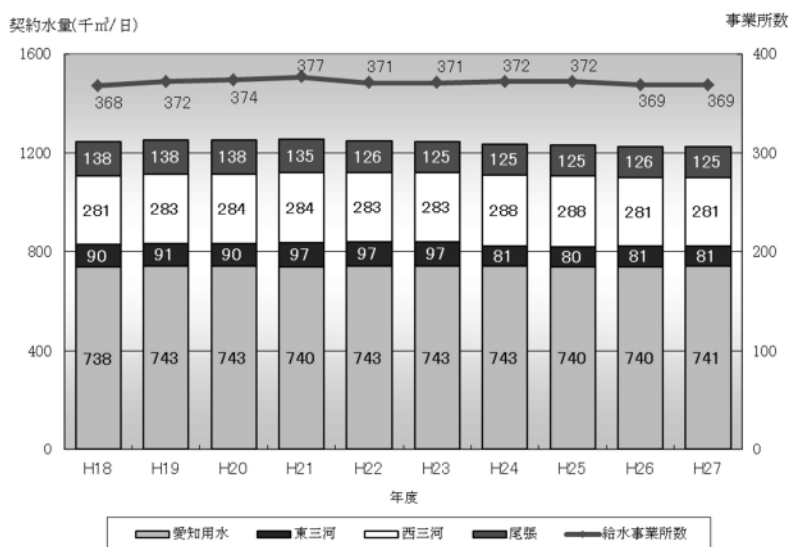
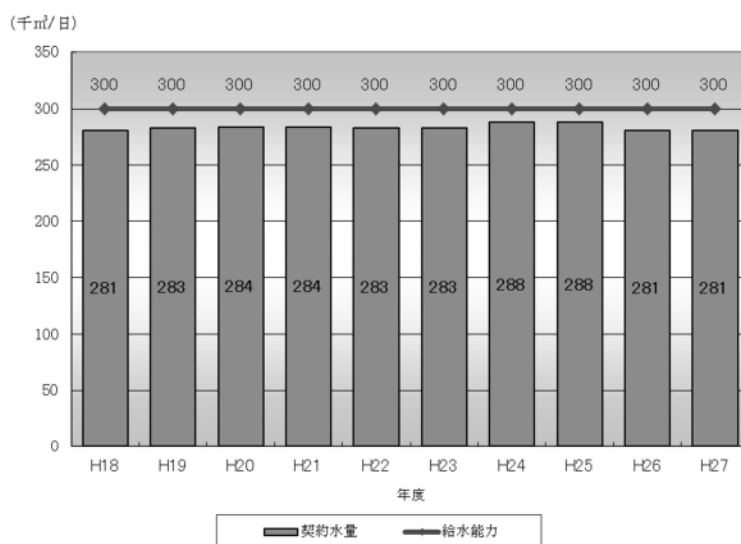


図 3.2 西三河工業用水道事業の契約水量及び給水能力の推移



③工業用水道施設の整備について

平常時の需要に対応した工業用水の供給はもとより、地震・事故時等においても安定的に供給できるよう工業用水道施設の整備を進めています。

【地震防災対策の強化】

県営工業用水道では、愛知県が平成14年11月に策定した「あいち地震対策アクションプラン」を踏まえ、従来の耐震化計画を見直し、「愛知県営工業用水道地震防災対策実施計画^(*)」を策定しました。

この計画に基づき地震防災対策を進めており、このうちハード対策と位置づけた主要水管橋の耐震化の整備は平成19年度までに完了しています。

平成26年5月に南海トラフ地震を踏まえた「第3次あいち地震対策アクションプラン^(*)」が策定されたことにあわせ、平成27年3月に計画年度を平成42年度とした「愛知県営工業用水道地震防災対策実施計画」の見直しを行いました。

【老朽化施設の更新】

本県の工業用水道事業は、昭和36年の給水開始以来、54年が経過しており、浄水場の電気、計装、機械等の老朽化が進んできたことから、機能低下の著しい施設について、経済性を十分考慮しながら改築^(*)計画を策定し、国の改築補助制度を最大限活用した上で、計画的に改良・更新を進めています。

また、配水管についても、老朽化が進んだ管路が増加しており、漏水事故も増加傾向にあり、計画的に更新する必要があります。

そのため、老朽化した管が最も多い愛知用水工業用水道事業から更新を進めています。

【維持管理体制の充実】

浄水場及び配水管等の維持管理については、定期的に施設点検を実施するとともに、計画的に修繕及び洗管を行い、工業用水の安定的な供給及び水質保持に努めています。

また、浄水場運転管理の民間委託及び排水処理施設等へのPFIの導入など官民連携により、維持管理の効率化を図っています。

さらに、ユーザーとの定期的な意見交換を実施するなど連携を強化するとともに、浄水場などで警備体制の強化を図っています。

(2) 収支状況

平成15年度以降、当年度損益及び累積損益ともに黒字を維持しています。

また、毎年度の資金残も65億円程度と一定額を維持しており、経営は概ね安定しています。

なお、平成26年度においては、地方公営企業会計制度の変更等に伴い、減損損失の計上や、未稼働資産の費用化により過年度における損益を修正する必要性が生じたことなどから、当年度純損失が生じています。

表 3.1 収支状況【工業用水道事業】

(単位:百万円)

区分		H23	H24	H25	H26	H27
収益的 収支	収益	13,959	14,313	13,762	19,172	15,202
	給水収益	13,263	13,194	13,101	13,062	13,043
	一般会計補助金	659	593	534	480	432
	長期前受金戻入	—	—	—	1,796	1,714
	その他収入	37	46	127	30	13
	特別利益	—	480	—	3,804	—
	費用	13,008	12,783	12,424	42,020	13,586
	減価償却費等	7,079	7,005	6,972	7,821	7,768
	支払利息	2,566	2,394	2,209	2,033	1,898
	維持費	3,363	3,384	3,243	3,256	3,920
特別損失	—	—	—	28,910	—	
当年度損益	951	1,530	1,338	△ 22,848	1,616	
累積損益	2,443	2,454	2,483	1	1	
資本的 収支	収入	6,105	5,028	4,704	6,103	3,719
	企業債	3,402	2,504	2,377	3,909	1,574
	国庫補助金	278	235	128	209	231
	一般会計出資金	1,384	1,246	1,121	1,009	908
	その他収入	1,041	1,043	1,078	976	1,006
	支出	15,297	13,968	13,262	14,001	12,532
	建設改良費	3,119	3,547	2,894	2,770	3,183
	建設利息	272	237	202	106	38
	償還金等	11,906	10,184	10,166	11,125	9,311
	資金残	6,570	6,504	6,595	7,456	6,894
企業債等残高	101,349	98,644	91,275	84,501	76,960	

※H23～26は決算、H27は最終予算(繰越含む)

※収益的収支には、消費税・地方消費税は含まない。

※資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額は、留保資金を充当した。

図 3.3 収支状況【工業用水道事業】

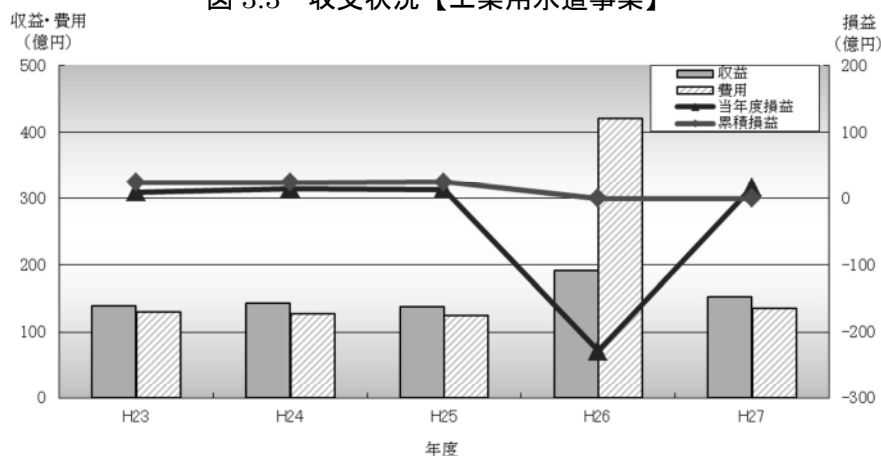


表 3.2 料金改定の状況【工業用水道事業】

(単位:円/m³)

事業 年月日	愛知用水		東三河		西三河	尾張	備考
	第1～3期	第4期	第1期	第2期			
S57.4.1	12.00	16.00	14.00	23.00	23.00		
S60.8.1	↓	↓	↓	↓	↓	23.00	
S63.4.1	13.00	17.00	15.00	24.00	24.00	↓	
H1.4.1	↓	↓	↓	↓	↓	↓	(消費税3%加算)
H4.4.1	17.00	21.00	19.00	26.00	26.00	24.00	
H9.4.1	22.00	25.50	24.00	30.00	30.00	28.00	(消費税・地方消費税5%加算)
H12.4.1	26.50	29.50	27.00	32.00	32.00	30.00	
H26.4.1	↓	↓	↓	↓	↓	↓	(消費税・地方消費税8%加算)

(3) 主要取組事項及び取組内容

産業活動に不可欠な工業用水を、産業構造や社会経済状況の変化に対応しながら、できる限り低廉な価格で供給することが、工業用水道事業の基本目標であることから、この基本目標を達成するため、以下の取組について実行し、より健全で効率的な経営を維持していく必要があります。

①安定給水の確保

工業用水を安定して給水できるよう、老朽化施設の計画的な更新及び安定給水対策の推進を行う必要があります。

【取組内容】

○水源施設の地震対策

地震時においても工業用水を安定的に供給できるよう水源施設の地震対策を進めます。

○地震防災対策の強化

災害時における給水復旧は、受水事業所に対し、災害発生後、4週間以内での平常給水を目指し、「愛知県営工業用水道地震防災対策実施計画」に基づき対策を進めます。

○老朽化施設の更新

老朽化した浄水場等の設備更新については、更新の必要性和優先度を基に需要に見合った必要最小限の設備にとどめ、経営への影響度を極力少なくするよう考慮し、国の改築補助制度を最大限活用して実施します。

また、老朽化した管が最も多い愛知用水工業用水道事業については、平成25年度に耐震性、老朽劣化度及び路線の重要度等から策定した管路更新計画に基づき、計画的な更新を進めます。

なお、他の事業においても管路更新計画を策定するなど、老朽管対策を進めます。

○安定した工業用水の供給

工業用水の安定的な供給及び水質保持を図るため、定期的に浄水場及び配水管等の施設点検を実施するとともに、計画的に修繕及び洗管を行います。

ユーザーとは、今後も意見交換等を踏まえて情報の共有化に努めます。

○西三河工業用水道事業での水需要対応策の検討

西三河工業用水道事業においては、給水能力と契約水量との差が少なくなっているため、水需要の動向を注視しながら、給水能力を超える水需要が発生した場合の対応策の検討を進めます。

②健全経営に向けた効率化の推進

工業用水道事業の財政状況は、水需要が横ばいで料金収入が伸び悩む中、地震防災対策や老朽化施設の更新など安定供給対策の実施に伴う費用増加が見込まれることから、引き続き効率化等を推進し健全経営に努めます。

【取組内容】

○組織の見直し

事務事業の進展に的確に対応できるよう、柔軟に必要な組織の見直しを行います。

また、事務処理方法の改善等を積極的に行い、組織の効率化に取り組みます。

○職員定数・給与の適正化

事業を推進するために事業量に応じた必要な人員を確保しながら、引き続き事務事業の見直し、事務処理方法の改善等に取り組み、適正な人員配置に努めます。

また、民間給与との均衡を図ることを基本とする人事委員会勧告を尊重して、社会情勢の変化に対応するよう、引き続き給与の適正化に取り組みます。

○民間的経営手法の導入

浄水場排水処理業務（汚泥処理業務）について、県内の全ての浄水場で導入したPFI事業を着実に実施します。

なお、民間的経営手法の導入などの更なる取り組みについては、今後とも国の改革の方向性を踏まえつつ、適切に対応していきます。

○収入確保の取組

企業誘致活動と連携した新規ユーザーの開拓に努めるとともに、既存工場の地下水から工業用水への転換など広く需要開拓を図ります。

○企業債残高の抑制

内部留保資金や積立金の活用により、企業債借入残高の増嵩を抑えます。

③未利用水源の有効活用

名古屋臨海工業用水道事業は、需要の未発生により長期に亘り事業休止となっているため、水源の有効活用を図ります。

④人材の育成・確保及び技術の継承

近年、経験豊富な水道技術職員の退職者が多い状況が続き、これを補う新人職員が増加していることから、技術・ノウハウの継承が重要となります。

このため、引き続き人材の育成・確保及び技術の継承を図ります。

⑤環境に配慮した事業運営

愛知県の環境方針に基づき、環境に配慮した事業を行います。

(4) 投資財政計画

給水収益については、工業用水の需要は経済や社会情勢の影響を受けるものであり、近年の景気回復に伴う企業からの新規受水の申し込みを反映して、当面は微増で、長期的には横ばいで推移すると見込んでいます。

一方、費用面では、今後、安定供給対策の実施などに伴い新たな減価償却費等が発生します。

このため、収益的収支は、計画初年度の平成 28 年度では約 19 億円の当年度純利益となっていますが、計画期間終了の平成 37 年度に向けて当年度純利益は徐々に減少する見込みです。

資金面では、施設・設備の更新等に多額の投資が必要となることから、企業債借入残高の増嵩を抑えながら、安定的な事業運営に必要な資金を確保していきます。

表 3.3 収支計画【工業用水道事業】

(単位:百万円)

区分	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	
収益的収支	収益	15,284	15,265	15,195	15,270	15,252	15,236	15,220	15,237	15,163	15,105
	給水収益	13,113	13,149	13,205	13,269	13,233	13,233	13,233	13,269	13,233	13,233
	一般会計補助金	432	432	432	432	432	398	361	322	293	275
	長期前受金戻入	1,696	1,640	1,514	1,524	1,542	1,561	1,582	1,602	1,593	1,553
	その他収入	43	44	44	45	45	44	44	44	44	44
	費用	13,353	12,848	12,694	12,792	12,998	13,207	13,427	13,639	13,796	13,887
	減価償却費等	7,689	7,883	7,853	8,022	8,287	8,529	8,777	9,011	9,221	9,318
	支払利息	1,703	1,505	1,379	1,285	1,201	1,144	1,090	1,027	957	921
	維持費	3,961	3,460	3,462	3,485	3,510	3,534	3,560	3,601	3,618	3,648
	当年度損益	1,931	2,417	2,501	2,478	2,254	2,029	1,793	1,598	1,367	1,218
累積損益	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	
資本的収支	収入	3,404	5,222	5,733	5,677	6,544	6,558	5,853	4,296	2,243	1,710
	企業債	1,265	2,735	3,670	3,639	4,340	4,364	3,789	2,577	1,130	727
	国庫補助金	135	703	973	983	1,176	1,142	975	624	204	97
	一般会計出資金	908	908	908	908	908	943	980	1,019	833	810
	その他収入	1,096	876	182	147	120	109	109	76	76	76
	支出	12,750	13,722	13,927	15,214	15,890	15,569	14,497	14,781	10,473	9,096
	建設改良費	4,085	5,358	6,563	8,626	9,520	9,285	8,310	8,585	7,226	5,875
	建設利息	29	16	10	7	4	3	1	0	0	0
	償還金等	8,636	8,348	7,354	6,581	6,366	6,281	6,186	6,196	3,247	3,221
	資金残	5,973	6,485	7,463	7,231	7,216	7,528	8,193	7,029	8,120	10,060
企業債等残高	69,777	64,314	60,754	57,910	55,964	54,110	51,755	48,153	46,036	43,542	

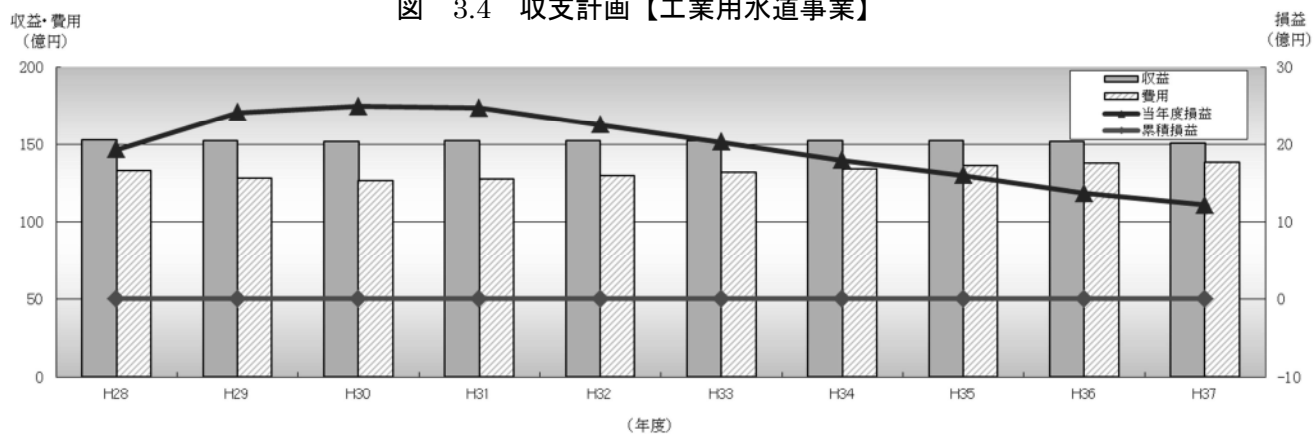
※H28は当初予算、H29～37は収支見直し。

※収益的収支には、消費税・地方消費税は含まない。

※当年度利益は積立金として処分する。

※資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額は、留保資金で対応する。

図 3.4 収支計画【工業用水道事業】



《セグメント毎の収支計画》

図 3.4.1 収支計画【愛知用水工業用水道事業】

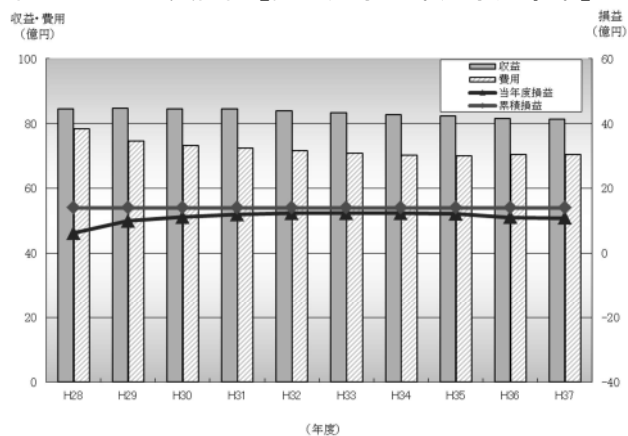


図 3.4.2 収支計画【西三河工業用水道事業】

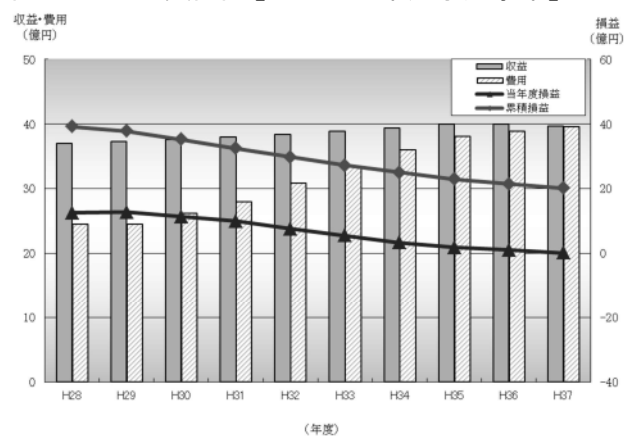


図 3.4.3 収支計画【東三河工業用水道事業】

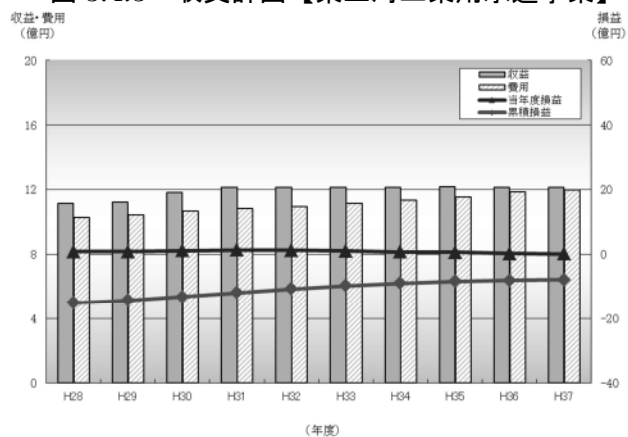


図 3.4.4 収支計画【尾張工業用水道事業】

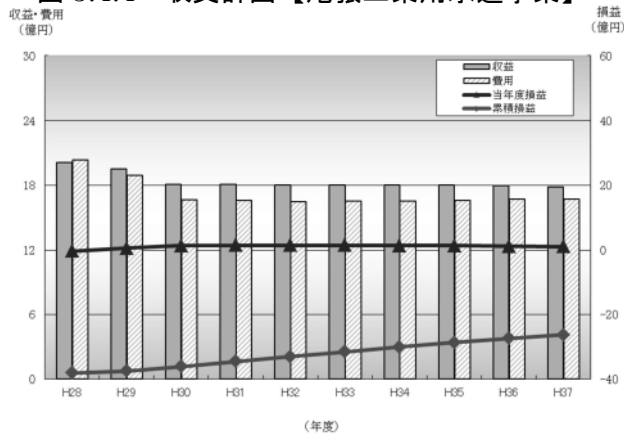


表 3.4 投資計画・財政計画【工業用水道事業】

【投資計画・財政計画】

項目	事業概要	年度別投資及び財源額(単位:百万円)										
		H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	
建設投資	地震防災対策	浄水場設備、管路等の耐震化	303	114	719	1,235	1,000	620	520	600	600	550
	設備更新	浄水場等の設備更新	1,662	2,644	2,186	3,077	3,787	3,324	2,990	3,444	3,083	2,154
	管路更新	老朽管路の更新	139	203	410	530	872	1,057	1,022	897	1,781	1,774
	水源事業費	矢作川総合第二期事業、豊川用水二期事業等	514	1,777	2,847	2,893	3,003	3,638	3,358	3,203	1,335	825
	その他		1,390	550	331	821	788	576	350	371	356	502
	合計		4,008	5,288	6,493	8,556	9,450	9,215	8,240	8,515	7,155	5,805
建設財源	国庫補助金		135	703	973	983	1,176	1,142	975	624	204	97
	企業債		1,265	2,735	3,670	3,639	4,340	4,364	3,789	2,577	1,130	727
	自己資金等		2,608	1,850	1,850	3,934	3,934	3,709	3,476	5,314	5,821	4,981
	合計		4,008	5,288	6,493	8,556	9,450	9,215	8,240	8,515	7,155	5,805

《セグメント毎の投資計画》

表 3.4.1 愛知用水工業用水道事業 投資計画

項目	事業概要	年度別投資額(単位:百万円)										
		H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	
建設投資	地震防災対策	浄水場設備、管路等の耐震化	78	24	695	980	520	120	130	130	0	20
	設備更新	浄水場等の設備更新	167	147	89	518	359	506	444	1,837	1,772	1,007
	管路更新	老朽管路の更新	139	183	330	330	672	857	782	647	331	324
	水源事業費	矢作川総合第二期事業等	0	479	441	272	412	830	830	828	582	477
	その他		288	275	102	104	103	105	119	118	117	140
	合計		672	1,108	1,657	2,204	2,066	2,418	2,305	3,560	2,802	1,968

表 3.4.2 西三河工業用水道事業 投資計画

項目	事業概要	年度別投資額(単位:百万円)										
		H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	
建設投資	地震防災対策	浄水場設備、管路等の耐震化	157	40	4	185	350	350	390	390	600	530
	設備更新	浄水場等の設備更新	676	1,769	2,097	2,343	3,268	2,631	2,372	1,022	854	896
	管路更新	老朽管路の更新	0	0	0	0	0	0	20	25	525	525
	水源事業費	矢作川総合第二期事業等	230	1,062	2,170	2,385	2,355	2,572	2,292	2,139	517	112
	その他		590	131	101	605	576	361	108	130	127	177
	合計		1,653	3,002	4,372	5,518	6,549	5,914	5,182	3,706	2,623	2,240

表 3.4.3 東三河工業用水道事業 投資計画

項目	事業概要	年度別投資額(単位:百万円)										
		H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	
建設投資	地震防災対策	浄水場設備、管路等の耐震化	19	10	0	0	0	0	0	0	0	0
	設備更新	浄水場等の設備更新	162	213	0	209	160	187	173	537	391	248
	管路更新	老朽管路の更新	0	20	80	200	200	200	200	400	400	400
	水源事業費	豊川用水二期事業	284	236	236	236	236	236	236	236	236	236
	その他		192	51	52	52	51	52	63	63	52	68
	合計		657	530	368	697	647	675	672	1,036	1,079	952

表 3.4.4 尾張工業用水道事業 投資計画

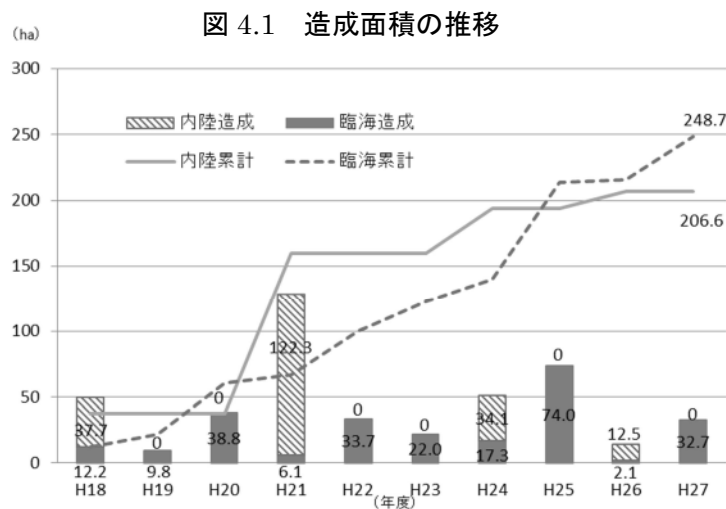
項目	事業概要	年度別投資額(単位:百万円)										
		H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	
建設投資	地震防災対策	浄水場設備、管路等の耐震化	49	40	20	70	130	150	0	80	0	0
	設備更新	浄水場等の設備更新	657	515	0	7	0	0	1	48	66	3
	管路更新	老朽管路の更新	0	0	0	0	0	0	20	25	525	525
	水源事業費	—	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他		320	93	76	60	58	58	60	60	60	117
	合計		1,026	648	96	137	188	208	81	213	651	645

4 用地造成事業

(1) 事業の現状

① 造成の状況について

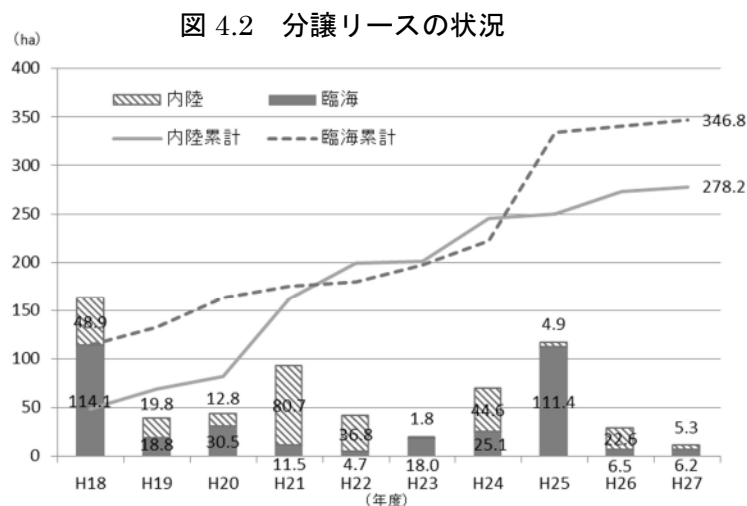
愛知県公営企業の設置等に関する条例に基づき、平成 18 年度から平成 27 年度までの 10 年間に、内陸用地では 1,050ha（豊田・岡崎地区が 700ha、その他の地区が 350ha）、臨海用地では 550ha をそれぞれ造成することを目標に事業を進めてきましたが、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災による企業の設備投資意欲の減退等もあり、平成 27 年度末までの造成面積は内陸用地で 206.6ha、臨海用地で 248.7ha となっています。



② 分譲・リースの状況について

内陸用地については、平成 18 年度から平成 27 年度の 10 年間の分譲・リースの実績は 278.2ha(年平均 27.8ha)となっています。

また、臨海用地については、平成 18 年度から平成 27 年度の 10 年間の分譲・リースの実績は 346.8 ha(年平均 34.7ha)となっています。



③分譲中用地の状況について

平成 27 年度末での分譲用地の面積は、内陸用地が 15.3ha、臨海用地が 146.3ha の合計 161.6ha となっています。

内訳を地域別に見ると、内陸用地で東三河（新城南部地区）が 15.3ha となっています。

臨海用地は西三河（衣浦 14 号地）が 5.1ha、東三河（田原 1 区等）が 99.9ha、中部臨空都市（空港島・空港対岸部）が 41.3ha となっています。

表 4.1 分譲中の地区（平成 27 年度末）

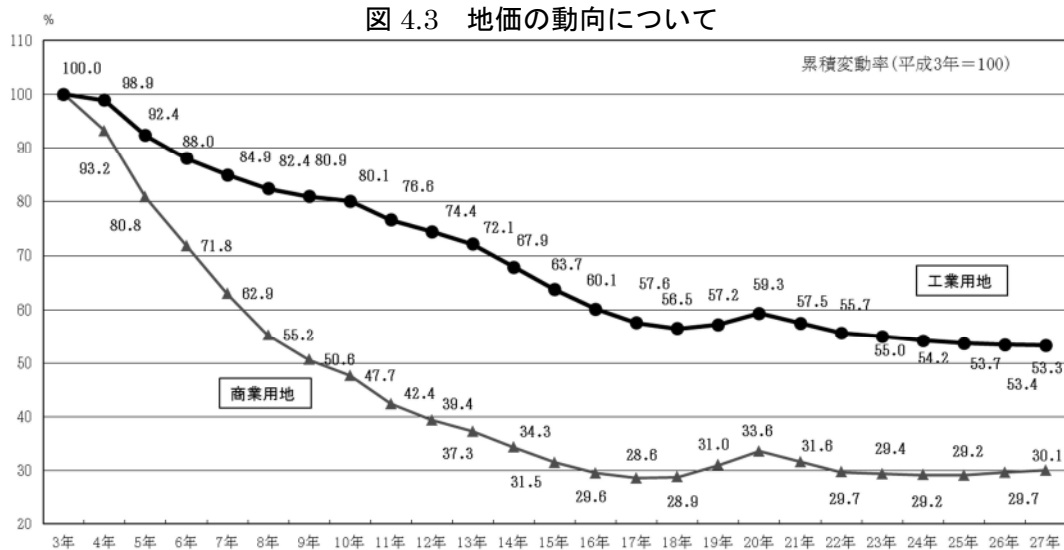
地区名			分譲面積(ha)		
内陸 用地	東三河	新城南部	15.3	15.3	15.3
	合計				
臨海 用地	西三河	衣浦14号地	5.1	5.1	146.3
	東三河	田原1区	32.0	99.9	
		田原4区	20.2		
		神野西1区	3.2		
		御津1区	15.5		
		御津2区	29.0		
	中部臨空都市	空港島	16.2	41.3	
		空港対岸部	25.1		
合計					161.6

④地価の動向について

愛知県全体の工業用地及び商業用地の地価は、平成 3 年をピークとして長期的な下落傾向にありましたが、ここ最近は商業用地で上昇に転じるとともに工業用地については下げ止まりの傾向にあります。

なお、平成 3 年の地価を 100 とした場合の変動率を見ると、平成 27 年は、工業用地が 53.3、商業用地が 30.1 となっています。

図 4.3 地価の動向について



資料作成データの源泉
国土交通省 地価公示 「都道府県別・用途別前年変動率」
<http://tochi.mlit.go.jp/kakaku/chikakouji-kakaku>

(2) 収支状況

収益的収支については、平成24年度に稲沢三宅地区、大府木の山地区等の売却が進みましたが、中部臨空都市の支払利息、売却済公有水面埋立権の清算や宅地造成資産(*)の時価評価による損失により、平成24年度を除き当年度純損失を生じているところです。

資本的収支については、豊田・岡崎地区、稲沢三宅地区、豊川大木地区等の造成工事を実施しました。宅地売却前受金は、豊田・岡崎地区の財源として受入れているもので、企業債のほとんどは中部臨空都市に係る借換債であり、その他の地区については企業債の発行は極力最小限に抑え、できる限り留保資金で対応しています。

表 4.2 収支状況【用地造成事業】

(単位:百万円)

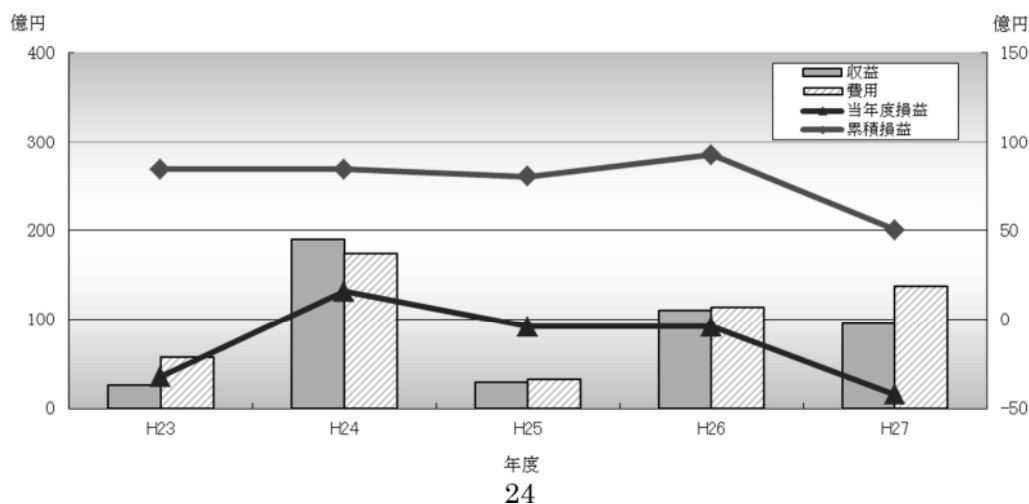
区分		H23	H24	H25	H26	H27
収益的 収支	収益	2,559	19,014	2,875	11,013	9,486
	宅地売却収益	1,790	18,238	1,844	9,767	7,852
	宅地貸付収益等	769	776	1,031	1,246	1,634
	特別利益	—	—	—	—	—
	費用	5,786	17,440	3,302	11,426	13,704
	宅地売却原価	1,668	15,146	1,508	9,017	7,085
	業務費等	823	1,316	875	607	1,259
	減価償却費等	27	26	27	14	88
	支払利息	1,126	952	846	748	653
	特別損失	2,142	—	46	1,040	4,619
当年度損益	△ 3,227	1,574	△ 427	△ 413	△ 4,218	
累積損益	8,447	8,448	8,022	9,242	5,025	
資本的 収支	収入	30,359	46,792	26,094	8,673	17,168
	企業債	28,739	44,984	22,833	1,360	3,320
	宅地売却前受金	1,510	1,782	3,229	7,139	9,488
	その他収入	110	26	32	174	4,360
	支出	39,946	57,851	34,850	23,846	17,169
	宅地造成費	6,002	4,947	4,971	13,564	16,293
	建設利息	482	404	304	282	250
償還金等	33,462	52,500	29,575	10,000	626	
資金残	14,280	19,725	12,214	6,641	10,419	
企業債残高	120,598	113,082	106,340	97,700	100,394	

※H23～26は決算、H27は最終予算(繰越含む)

※収益的収支には、消費税・地方消費税は含まない。

※資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額は、留保資金を充当した。

図 4.4 収支状況【用地造成事業】



(3) 主要取組事項及び取組内容

内陸用地は、近年開発した稲沢三宅地区、大府木の山地区、豊川大木地区が造成完了時に売却が完了するなど、移転や物流の集約化などによる需要の高まりから新規の開発が急務となっています。

一方、愛知県はモノづくり産業の集積地であり、とりわけ自動車産業はその中においても基幹産業として極めて重要な役割を担っています。

今後とも、愛知県が産業技術中枢地域として発展していくためには、研究開発機能の集積・強化が必要不可欠であり、豊田・岡崎地区研究開発施設用地造成事業を着実に推進していく必要があります。

臨海用地は、従前から浚渫土を受け入れる等により合理的に造成事業を進めているところですが、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災の影響から用地造成や売却の進捗が内陸用地と比べて鈍化している状況となっています。

また、中部臨空都市では、分譲とリースを合わせた契約率が 50%を超えたものの企業債の償還が 1/3 程度にとどまっていることから、残りの企業債の償還に向けて、今後、さらなる売却促進に向けた取組を進めていく必要があります。

こうした状況を踏まえて、本戦略の計画期間である平成 28 年度から平成 37 年度までの 10 年間で 1,200ha の造成を行うこととします。

その内訳として内陸用地 1,000ha (豊田・岡崎地区 650ha、その他の地区 350 ha)、臨海用地 200ha の造成を行うこととしており、企業からの用地需要に適切に対応していきます。

また、これまで以上に用地分譲を促進させるとともに、健全で効率的な経営を推進するためには、次のような課題に取り組んでいく必要があります。

①分譲用地の販売促進

用地造成事業は、景気変動や社会経済情勢に大きく影響を受ける事業です。

昨今、景気は緩やかな回復基調にあり内陸用地に対する需要が高まる一方で、臨海部への企業進出は十分に進んでいるとは言えない状況にあります。

【取組内容】

○企業ニーズに適合した魅力的な用地の提供

分譲地区への交通アクセスの向上を図るとともに、企業ニーズに応じた用地を提供することにより企業が立地しやすい環境を整えます。

○優遇制度の充実

企業立地の促進のため、新たな土地処分メニューや優遇策を検討するとともに、さらなる優遇制度の導入・拡充のため産業労働部・関係市町村に働きかけます。

○企業誘致の充実・強化

知事等によるトップセールスや、企業誘致推進本部等による 1,000 社訪問を継続的に実施するとともに、東京事務所に企業誘致課職員を配置して首都圏を拠点に活動している企業の誘致を進めます。

○効率的かつ効果的なプロモーション活動の実施

分譲地区の魅力を幅広く伝えるためにインターネットを活用するとともに、分譲地区の現地の状況を確認してもらうための現地説明会を実施するなど、きめの細かい誘致活動を行うことで、効率的かつ効果的に誘致活動を推進していきます。

○中部臨空都市の企業誘致

平成 27 年 9 月に実施した、商業用途への土地利用計画の変更や、企業ニーズと資金回収とのバランスが取れたリース制度への見直しなどにより、用地売却の推進を図り、企業償還財源の確保に努めるほか、観光施策などと連携を図り、今後も増加が見込まれるインバウンド客(*)をターゲットとした企業の誘致を推進します。

②用地造成の推進

今後、用地造成事業を健全に進めていくため、県内での企業の工業用地に対する需要を把握する必要があります。

【取組内容】

○用地の需要動向の把握

用地造成を要請する市町村に、企業へのヒアリング等を要請するなどの確な需要動向を把握します。

また、東京事務所に配置する企業誘致課職員を活用して、この地域への進出企業の動向を調査します。

○新規開発地区の採算性の確保

地価の変動、企業の需要動向を把握するとともに、造成事業費の圧縮に努め、事業の採算性を確保することにより健全な用地造成を進めます。

③内陸用地及び臨海用地における未造成地区への対応

内陸用地においては、先行取得し未造成のまま保有している地区について、利活用方策を検討していきます。

また、臨海用地においては東日本大震災以降、用地需要が落ち込んでおり、造成が進んでいない地区があることから、慎重に事業を進めます。

④豊田・岡崎地区研究開発施設用地造成事業の推進

豊田・岡崎地区研究開発施設用地造成事業については、環境関連の専門家を構成員とした「トヨタ自動車新研究開発施設に係る環境監視委員会」の指導及び助言を得ながら、地域のさらなる発展と環境との両立を目指し、平成 32 年度の造成完了に向けて着実に事業を推進していきます。

⑤健全経営に向けた効率化の推進

事業量に応じた適正な人員配置や組織の再編を行うとともに、事務経費の削減を引き続き進めます。

【取組内容】

○組織の見直し

事務事業の進展に的確に対応できるよう、柔軟に必要な組織の見直しを行います。

また、事務処理方法の改善等を積極的に行い、組織の効率化に取り組みます。

○職員定数・給与の適正化

事業を推進するために事業量に応じた必要な人員を確保しながら、引き続き事務事業の見直し、事務処理方法の改善等に取り組み、適正な人員配置に努めます。

また、民間給与との均衡を図ることを基本とする人事委員会勧告を尊重して、社会情勢の変化に対応するよう、引き続き給与の適正化に取り組みます。

⑥環境に配慮した事業運営

愛知県の環境方針に基づき、環境に配慮した事業を行います。

(4) 投資財政計画

収益的収支については、計画どおり用地分譲が進めば、年度毎の損益には変動があるものの、平成 37 年度までは累積利益が維持できる見込みです。

ただし、資金面では、平成 27 年度末で中部臨空都市に係るものを中心に、企業債の残高が約 1,000 億円あり、平成 33 年度以降に多額の企業債償還金が必要となります。(中部臨空都市に係るものは、借換が可能です。最終償還は平成 43～45 年度となります。)

また、景気は緩やかな回復基調にあるものの、先行きは不透明であり、計画どおりにより用地分譲が進まなければ、厳しい経営状況となります。

そのため、課題の解消に取り組み、健全な経営を目指して一層の用地分譲を進めます。

表 4.3 収支計画【用地造成事業】

(単位:百万円)

区分	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	
収益的収支	収益	3,425	48,721	78,283	10,820	45,165	12,156	13,586	18,337	14,820	13,727
	宅地売却収益	1,681	46,970	76,756	9,579	43,902	10,888	12,334	17,131	13,818	12,821
	宅地貸付収益等	1,744	1,751	1,527	1,241	1,263	1,268	1,252	1,206	1,002	906
	費用	2,957	49,171	77,666	10,748	43,685	12,221	13,193	18,621	14,239	13,270
	宅地売却原価	1,260	47,337	75,833	8,911	41,846	10,385	11,614	17,264	12,879	11,910
	業務費等	812	949	951	955	956	957	993	999	958	958
	減価償却費等	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	支払利息	873	873	870	870	871	867	574	346	390	390
	当年度損益	468	△ 450	617	72	1,480	△ 65	393	△ 284	581	457
	累積損益	5,493	5,043	5,660	5,732	7,212	7,147	7,540	7,256	7,837	8,294
資本的収支	収入	18,755	20,419	17,812	18,033	14,982	7,528	19,808	21,853	7,853	7,853
	企業債	6,000	4,978	5,353	7,079	7,233	7,520	19,800	21,845	7,845	7,845
	宅地売却前受金	12,736	15,433	12,451	10,946	7,741	0	0	0	0	0
	その他収入	19	8	8	8	8	8	8	8	8	8
	支出	19,911	24,250	19,906	23,173	16,845	41,789	61,340	39,120	16,149	16,397
	宅地造成費	19,901	22,116	19,317	19,591	15,361	7,853	8,133	8,168	8,168	8,168
	建設利息	5	144	195	262	301	369	381	381	382	384
	償還金等	5	1,990	394	3,320	1,183	33,567	52,826	30,571	7,599	7,845
資金残	11,097	22,142	41,545	45,539	55,490	31,702	2,330	2,196	7,512	11,488	
企業債等残高	106,394	109,382	114,341	118,100	124,150	98,103	65,077	56,351	56,597	56,597	

※H28は当初予算、H29～37は収支見直し。
 ※収益的収支には、消費税・地方消費税は含まない。
 ※資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額は、留保資金で対応する。

図 4.5 収支状況【用地造成事業】

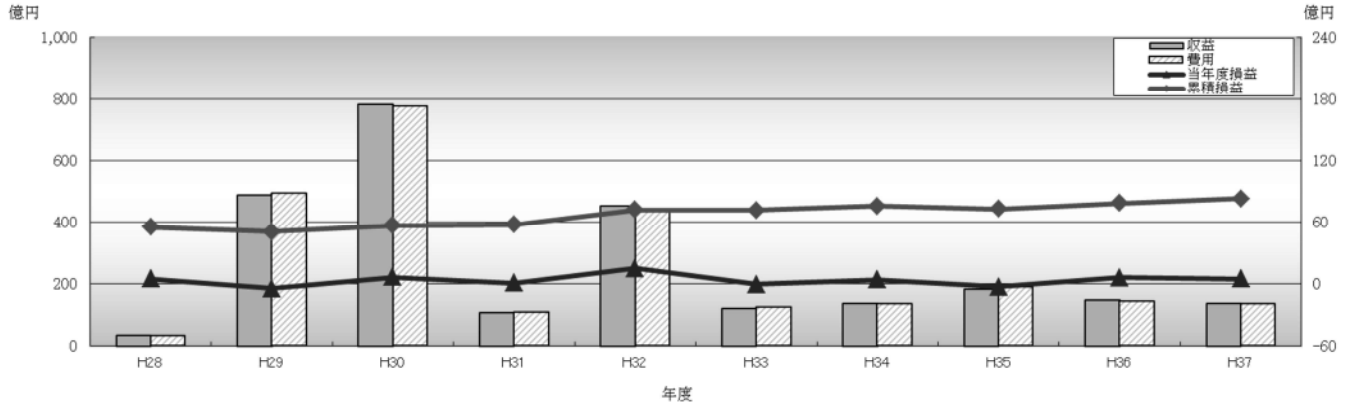


表 4.4 投資計画・財政計画【用地造成事業】

建設投資	項目	事業概要		年度別投資及び財源額(単位:百万円)									
		事業期間	造成面積	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
建設投資	内陸地区	H28～37	1,000ha	19,238	20,224	17,988	17,908	15,038	7,743	8,023	8,068	8,068	8,068
	臨海地区	H28～37	200ha	663	1,892	1,329	1,683	323	110	110	100	100	100
	合計			19,901	22,116	19,317	19,591	15,361	7,853	8,133	8,168	8,168	8,168
建設財源	企業債			6,000	4,978	5,353	7,079	7,233	7,520	7,800	7,845	7,845	7,845
	宅地売却前受金			12,736	15,433	12,451	10,946	7,741	0	0	0	0	0
	自己資金等			1,165	1,705	1,513	1,566	387	333	333	323	323	323
	合計			19,901	22,116	19,317	19,591	15,361	7,853	8,133	8,168	8,168	8,168

第4章 戦略の推進

1 評価・検証及び実績の公表

本戦略の効果的な推進とその実効性を確保するため、主要取組事項及び取組内容について、数値目標を定め、毎年度事業の進捗管理を行い、必要に応じて見直しを行います。

また、本戦略に掲げた数値目標の進捗状況及び、各事業の決算値に基づく経営指標を毎年度ホームページで公表します。

2 取組事項に対する取組内容

(1) 水道事業

取組事項	取組内容	個別内容	実施期間（年度）									
			28	29	30	31	32	33	34	35	36	37
安定供給の確保	安定的に供給できる水源の確保	木曽川水系連絡導水路事業 ^(*) の進捗に向けて国等関係機関との調整を図ります。	事業期間 ～27年度 ※現在、国によるダム検証中である。									
		設楽ダム建設事業 ^(*) の進捗に向けて国等関係機関との調整を図ります。	事業期間 ～32年度 ※今後、見直し見込である。									
		長良川河口堰転用水源 ^(*) の導水路具体化に向けて国等関係機関との調整を図ります。	毎年度実施									
		豊川用水二期事業 ^(*) の進捗に向けて国等関係機関との調整を図ります。	事業期間 ～42年度									
		矢作川総合第二期事業 ^(*) の進捗に向けて国等関係機関との調整を図ります。	事業期間 ～41年度									
	地震防災対策の強化	広域調整池 ^(*) については、事業効果の高い地域から優先的に整備します。 (地震防災対策実施計画 H15～42 18池)	事業期間 ～42年度 (H28～37まで 5池)									
	連絡管 ^(*) 等については、事業効果の高い地域から優先的に整備します。 (地震防災対策実施計画 H15～42 10路線)	事業期間 ～42年度 (H28～37まで 3路線)										

健全経営に向けた効率化の推進	組織の見直し	事務事業の進展に的確に対応できるよう、柔軟に必要な組織の見直しを行います。	毎年度実施
		事務処理方法の改善等を積極的に行い、組織の効率化に取り組みます。	毎年度実施
	職員定数・給与の適正化	事務事業の見直し、事務処理方法の改善等に取り組み、適正な人員配置に努めます。	毎年度実施
		社会情勢の変化に対応できるよう、引き続き給与の適正化に取り組みます。	毎年度実施
	民間的经营手法の実施	浄水場の排水処理等に導入した PFI 事業を着実に実施します。	毎年度実施
	収入確保の取組	浄水場跡地等の未利用地について、売却を含めて資産の有効活用を図ります。	毎年度実施
企業債残高の抑制	内部留保資金や積立金の活用により、企業債借入残高の増加を抑えます。	毎年度実施	
人材の育成・確保及び技術の継承	研修制度の充実を図り、人材の育成及び技術の継承に努めます。	毎年度実施	
	新規採用職員の確保に努めるとともに、知識経験豊かな退職者を活用できる枠組みを整備します。	毎年度実施	
環境に配慮した事業運営	浄水場の浄水処理の過程で発生した汚泥については、PFI 事業を活用して一層の有効利用促進に努めます。	毎年度実施	
	浄水場設備の施設更新の際には省エネルギーに配慮した設備にするとともに、太陽光発電により自然エネルギーの利用を図ります。	毎年度実施	

(2) 工業用水道事業

取組事項	取組内容	個別内容	実施期間 (年度)									
			28	29	30	31	32	33	34	35	36	37
安定給水の確保	水源施設の地震対策	豊川用水二期事業の進捗に向けて国等関係機関との調整を図ります。	事業期間 ~42年度									
		矢作川総合第二期事業の進捗に向けて国等関係機関との調整を図ります。	事業期間 ~41年度									
地震防災対策の強化	大規模な水管橋の基礎補強工事や落橋防止装置の設置を進めます。 (H28~38 36橋)	愛知用水 8橋	事業期間 ~36年度									
		西三河 13橋	事業期間 ~38年度 (H28~37まで 12橋)									
		東三河 5橋	事業期間 ~29年度									
		尾張 10橋	事業期間 ~34年度									
老朽化施設の更新	更新の必要性和優先度を基に需要に見合った必要最小限の設備にとどめ、国の改築補助制度を最大限活用して実施します。	愛知用水 (愛知用水工業用水道第3・4期改築事業 H22~31 51億円)	事業期間 ~31年度 次期改築事業									
		西三河 (西三河工業用水道第2次改築事業 H25~34 305億円)	事業期間 ~34年度 次期改築事業									
		東三河	事業期間 ~29年度 次期改築事業									
		尾張 (尾張工業用水道第1期改築事業 H20~29 61億円)	事業期間 ~29年度 次期改築事業									

		老朽劣化度及び重要度等から管路更新計画を策定し、老朽管対策を進めます。	愛知用水 (H28～47 35Km)	事業期間 (H28～37 まで 16Km)									
			西三河 (H36～)	事業期間 (36年度～)									
			東三河 (H31～)	事業期間(31年度～)									
			尾張 (H36～)	事業期間 (36年度～)									
安定した工業用水の供給		計画的に洗管を行い、安定した水質の確保を図ります。	毎年度実施										
			ユーザーとの意見交換会を定期的に行い、情報の提供・共有化を図り、ユーザーからの要望を踏まえた事業運営に努めます。	毎年度実施									
	西三河工業用水道事業での水需要対応策の検討	水需要の動向を注視しながら、給水能力を超える水需要が発生した場合の対応策の検討を進めます。	毎年度実施										
健全経営に向けた効率化の推進	組織の見直し	事務事業の進展に的確に対応できるよう、柔軟に必要な組織の見直しを行います。	毎年度実施										
		事務処理方法の改善等を積極的に行い、組織の効率化に取り組みます。	毎年度実施										
	職員定数・給与の適正化	事務事業の見直し、事務処理方法の改善等に取り組み、適正な人員配置に努めます。	毎年度実施										
		社会情勢の変化に対応できるよう、引き続き給与の適正化に取り組みます。	毎年度実施										
民間的经营手法の実施	浄水場の排水処理等に導入したPFI事業を着実に実施します。	毎年度実施											

	収入確保の取組	既存工場の地下水から工業用水への転換など、幅広く需要開拓に努めます。																	
			毎年度実施																
活用	未利用水源の有効	名古屋臨海工業用水道事業で確保している水源については、他用途での活用を含め、有効活用について引き続き関係部局と協議・調整します。																	
			毎年度実施																
技術の継承	人材の育成・確保及び	研修制度の充実を図り、人材の育成及び技術の継承に努めます。																	
		新規採用職員の確保に努めるとともに、知識経験豊かな退職者を活用できる枠組を整備します。																	
			毎年度実施																
環境に配慮した事業運営		浄水処理の過程で発生した汚泥については、PFI事業を活用して有効利用促進を図ります。																	
		浄水場設備の施設更新の際には省エネルギーに配慮した設備にします。																	
			毎年度実施																

(3) 用地造成事業

取組事項	取組内容	個別内容	実施期間（年度）									
			28	29	30	31	32	33	34	35	36	37
分譲用地の販売促進	企業ニーズに適合した魅力的な用地の提供	建設部との連携を図り、各地区への交通アクセスの利便性を向上し、魅力的な分譲用地を提供します。	毎年度実施									
		確実な用地分譲と資金の早期回収を担保するために、新規開発地区においては、オーダーメイド ^(*) による開発や先行契約方式 ^(*) を進めます。	毎年度実施									
		多様な企業ニーズに対応するため、可能な限り分譲用地の区画割変更などを行います。	毎年度実施									
優遇制度の充実	多様な企業ニーズに対応するため、現行の土地分譲代金の長期分納制度 ^(*) や土地リース制度 ^(*) に加え、新たな土地処分メニューを検討します。	毎年度実施										
		激化する地域間競争に対応するため、さらなる優遇制度の導入・拡充について産業労働部・関係市町に働きかけます。	毎年度実施									
企業誘致の充実・強化	知事等によるトップセールスを実施し、愛知県の魅力を積極的にアピールすることにより企業誘致を推進します。	毎年度実施										
		企業誘致推進本部等による1,000社訪問を継続的に実施します。	毎年度実施									
		関係市町村との連携を強化し、合同企業訪問、企業誘致展、セミナーの共同開催を行います。	毎年度実施									

		<p>リニア大交流圏の西の拠点としての地理的な優位性を活かすため、東京事務所に企業誘致課職員を常駐させることにより、東京を始めとする都市圏を拠点に活動している企業の誘致を進めます。</p>	<p>毎年度実施</p>
効率的かつ効果的なプロモーション活動の実施		<p>環境・エネルギー、航空宇宙産業など、ターゲットを絞った企業誘致活動を展開します。</p>	<p>毎年度実施</p>
		<p>新規分譲地区などを対象に現地説明会を開催します。</p>	<p>毎年度実施</p>
		<p>中部臨空都市の魅力を効果的に伝えるために、プロモーション映像の活用、マスコミと連携したパブリシティ^(*)の推進、各種イベントとのタイアップを図ります。</p>	<p>毎年度実施</p>
中部臨空都市の企業誘致		<p>空港島については、需要の高い用途への見直しを進め、未分譲用地への企業誘致を進めます。</p>	<p>毎年度実施</p>
		<p>空港対岸部については、先導的施設^(*)の集客を活かし、周辺区画へ相乗効果が期待できる施設の誘致を進めます。</p>	<p>毎年度実施</p>
用地造成の推進	用地需要動向の把握	<p>年間 1,000 社の企業訪問を目標として、積極的に企業訪問をします。</p>	<p>毎年度実施</p>
		<p>開発要請市町村に、企業ヒアリング等を要請するなどして的確な需要動向を把握します。</p>	<p>毎年度実施</p>
		<p>東京事務所に配置されている企業誘致課の職員を活用して、この地域への進出企業の動向を調査します。</p>	<p>毎年度実施</p>

	新規開発地区の採算性の確保	企業の需要動向を的確に把握した上で、事業の採算性、企業立地の確実性など、これまで以上により慎重に精査して対応します。	毎年度実施																	
内陸及び臨海用地における未造成地区への対応	未造成地区への対応	内陸用地では、先行取得による未造成地区について、地元及び関係機関と協議を進めることで活用方策を検討します。	毎年度実施																	
		臨海用地では、東日本大震災以降企業の需要が落ち込んでおり、企業の需要動向を踏まえ、浚渫土の受け入れ等により慎重に造成を進めます。	毎年度実施																	
推進	豊田・岡崎地区研究開発施設用地造成事業の	平成32年度の造成完了に向けて、着実に事業を推進していきます。	～平成32年度																	
		「トヨタ自動車新研究開発施設に係る環境監視委員会」の指導及び助言を得ながら、環境配慮の取り組みや環境保全措置等を適切に行っていきます。	～平成32年度																	
健全経営に向けた効率化の推進	組織の見直し	事務事業の進展に的確に対応できるよう、柔軟に必要な組織の見直しを行います。	毎年度実施																	
		事務処理方法の改善等を積極的に行い、組織の効率化に取り組みます。	毎年度実施																	
	職員定数・給与の適正化	事務事業の見直し、事務処理方法の改善等に取り組み、適正な人員配置に努めます。	毎年度実施																	

3 取組事項に対する数値目標等

(1) 水道事業

①数値目標

項目		実施期間（年度）									
		28	29	30	31	32	33	34	35	36	37
経常収支比率（*）		100%以上									
給水原価（*）		69 円/m ³ 以下									
地震防災対策 の進捗率	広域調整池の整備	～20%			～100%						
	連絡管等の整備	～0%			～66%			～100%			
	浄水場等構造物の整備	～0%			～33%			～100%			
老朽化設備更新の進捗率		～100%			—						
老朽化管路更新の進捗率		～12%			～100%			—			
水質指標 （残留塩素）（*）		1.5 倍以下									
水質指標（PI） （特定 4 項目）		カビ臭から見たおいしい水達成率 70%以上、無機物質濃度水質基準（*）比 20%以下、有機物（TOC）濃度水質基準比 30%以下、消毒副生物濃度水質基準比 20%以下									

②経営指標

項目		算出方法
経営の健全性	経常収支比率 【単年度損益】	経常収益／経常費用
	累積欠損金比率 【累積損失】	累積欠損金／事業の規模（営業収益－受託工事収益）
	流動比率 【キャッシュフロー】	流動資産／流動負債
	企業債残高対給水収益比率 【債務残高】	企業債残高／給水収益
経営の効率性	料金回収率 【料金水準の適切性】	供給単価／給水原価
	給水原価 【費用の効率性】	（経常費用－（受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費）－長期前受金戻入）／年間総有収水量
	施設利用率 【施設の効率性】	一日平均配水量／一日配水能力
	有収率 【供給した配水量の効率性】	年間総有収量/年間総配水量
老朽化の状況	有形固定資産減価償却累計率 【施設全体の減価償却費の状況】	有形固定資産減価償却累計額／有形固定資産のうち償却資産の帳簿原価
	管路経年化率 【管路の経年化の状況】	法定耐用年数を経過した導送配水管延長／導送配水管延長
	管路更新率 【管路の更新投資の実施状況】	当該年度に更新した導送配水管延長／導送配水管延長

(2) 工業用水道事業

①数値目標

項目		実施期間（年度）									
		28	29	30	31	32	33	34	35	36	37
経常収支比率		100%以上									
給水原価		28 円/m ³ 以下									
地震防災対策 の進捗率	愛知用水	～50%			～75%			～100%			—
	西三河	～67%			～92%			～100%			
	東三河	～100%		—							
	尾張	～80%			～90%			100%	—		
老朽化施設更新 の進捗率	愛知用水	～50%			100%	—					
	西三河	～43%			～71%			100%	—		
	東三河	～100%		—							
	尾張	～100%		—							
老朽管路更新 の進捗率	愛知用水	～0%			～25%			～100%			
	西三河	—									
	東三河	—									
	尾張	—									

②経営指標

項目		算出方法
経営の健全性	経常収支比率 【単年度損益】	経常収益／経常費用
	累積欠損金比率 【累積損失】	累積欠損金／事業の規模（営業収益－受託工事収益）
	流動比率 【キャッシュフロー】	流動資産／流動負債
	企業債残高対給水収益比率 【債務残高】	企業債残高／給水収益
経営の効率性	料金回収率 【料金水準の適切性】	供給単価／給水原価
	給水原価 【費用の効率性】	（経常費用－（受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費）－長期前受金戻入）／年間総有収水量
	施設利用率 【施設の効率性】	一日平均配水量／一日配水能力
	有収率 【供給した配水量の効率性】	年間総有収量／年間総配水量
老朽化の状況	有形固定資産減価償却累計率 【施設全体の減価償却費の状況】	有形固定資産減価償却累計額／有形固定資産のうち償却資産の帳簿原価
	管路経年率 【管路の経年化の状況】	法定耐用年数を経過した導送配水管延長／導送配水管延長
	管路更新率 【管路の更新投資の実施状況】	当該年度に更新した導送配水管延長／導送配水管延長

(3) 用地造成事業

①数値目標

項目	実施期間（年度）									
	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37
経常収支比率	100%以上									
分譲、リース面積 （内陸用地）	平成 28 年度～32 年度の 5 年間で 700ha					平成 33 年度～37 年度の 5 年間で 100ha				
分譲、リース面積 （臨海用地）	平成 28 年度～32 年度の 5 年間で 30ha					平成 33 年度～37 年度の 5 年間で 30ha				
造成面積 （内陸）	【造成計画面積】 平成 28 年度～37 年度の 10 年間で 1,000 ha									
	【造成完了面積】 平成 28 年度～32 年度の 5 年間で 750 ha					【造成完了面積】 平成 33 年度～37 年度の 5 年間で 160ha				
造成面積 （臨海）	【造成計画面積】 平成 28 年度～37 年度の 10 年間で 200 ha									
	【造成完了面積】 平成 28 年度～32 年度の 5 年間で 60 ha					【造成完了面積】 平成 33 年度～37 年度の 5 年間で 40ha				

②経営指標

項目		算出方法
経営の健全性	経常収支比率 【単年度損益】	経常収益／経常費用
	流動比率 【キャッシュフロー】	流動資産／流動負債

4 経営戦略の見直し

経営戦略は、中長期的な視点に基づき策定することから、投資財政計画の試算と実績の乖離、数値目標と実績との乖離、他の計画の策定及び見直し等による試算との乖離の発生が想定されます。

経営戦略と実績の乖離が著しい場合は、その原因を分析し、その結果を基に経営のあり方、事業手法の見直しについて改めて検討することとし、3～5年を目処に見直しを行います。

用語解説

【あ】

愛知県営工業用水道地震防災対策実施計画

大規模地震に効果的かつ迅速に対処するために、県営工業用水道の地震防災対策及び地震災害応急対策を取りまとめたもの。

<http://www.pref.aichi.jp/0000007146.html>

愛知県営水道地震防災対策実施計画

大規模地震に効果的かつ迅速に対処するために、県営水道の地震防災対策及び地震災害応急対策を取りまとめたもの。

<http://www.pref.aichi.jp/0000081504.html>

愛知県企業庁水質検査計画

水質検査の項目や頻度を示した計画で、あらかじめ定めて公表し、水質検査の適正化・透明化を図るもの。

<http://www.pref.aichi.jp/0000007599.html>

愛知県地域防災計画

県民のかけがえのない生命、身体及び財産を災害から保護することを目的として、愛知県防災会議が災害対策基本法に基づき防災に関する基本的事項を定めたもの。

<http://www.pref.aichi.jp/bousai/boukei/boukei.htm>

インバウンド客

訪日外国人旅行者

オーダーメイド

特定の企業から要望を受けた地元市町村の開発要請を受け、当該企業の負担額や、地元市町村の役割分担を明確にして、工場用地等を造成する事業。

【か】

改築

工業用水道事業において安定給水の確保と保安の両面から、老朽化・劣化が懸念される施設、又は現に支障を来している施設について、基本的に経済産業省の事業補助制度を活用して更新工事等を実施すること。

開発水量

ダム等の水資源開発施設の建設により利用することが可能となった水量。

環境方針

愛知県は、自らが大規模な事業者であり、また消費者として、環境負荷低減のための行動を率先して実行する立場にあることから、事業活動の実施に当たり、環境への配慮に努めることを定めた方針。

<http://www.pref.aichi.jp/0000009258.html>

企業債

地方公共団体が、地方公営企業の建設・改良等に要する資金に充てるために起こす地方債。

木曽川水系連絡導水路事業

徳山ダムに確保した貯留水を、異常渇水時の河川環境の改善や、愛知県の水道用水、名古屋市の水道用水及び工業用水として利用することを目的として、ダム下流の揖斐川から木曽川及び長良川に流す導水路を建設する事業。

平成 18 年度から事業を実施し、現在（H28.3 時点）は調査段階であり、環境調査を継続している。事業主体は水資源機構。

給水原価

水道用水 1 m³を造るために要する費用のこと。

計装

浄水処理などを行うための計測、制御装置のこと。（計装技術は時代とともに発展し、最近ではコンピュータ及びその周辺機器などといった情報処理設備や、その技術も含めた広義のものをいう。）

経常収支比率

経常費用が経常収益によって、どの程度賄われているかを示す指標で「経常収益÷経常費用×100」で求められる。この比率が 100%未満だと経常損失が生じていることになる。

広域調整池

水道施設の突発的事故（水質事故、停電、漏水）時や地震災害時の異常事態でも、水道水を確保するための緊急貯水槽のこと。

【さ】

残留塩素

水道水の中に消毒効果のある状態で残っている塩素。

水道法では、衛生確保のため塩素消毒を行うことが定められ、水道水中に遊離残留塩素として 0.1mg/ℓ以上保持することとなっている。

設楽ダム建設事業

豊川での洪水調節、流水の正常な機能の維持、愛知県の水道用水及び農業用水の利用を目的としてダムを建設する事業。

昭和 53 年度から事業を実施している。事業主体は河川管理者である国土交通省。

資本的収支

サービスの提供を維持するための施設改良、将来の利用増に対処して経営規模の拡大を図るための資産取得及び施設の取得に要した企業債の元金償還金などの支出と資産取得に要する企業債等の収入が計上される。

収益的収支

当該年度の企業の経営活動に伴い発生する収益(収入)とそれに対する費用(支出)のこと。

収益はサービスの提供の対価としての料金収入が主体であり、費用はサービスの提供に要する職員給与費、支払利息、建物等の減価償却費等が計上される。

承認基本給水量

各受水団体から申し込みを受け、企業庁長が承認した各年度における一日あたりの日最大受水量のこと。(愛知県水道給水規程第 2 条)

水質管理計画

多様化する水質諸課題への対応として、水質監視の強化、浄水処理方法の改良等、水質管理面から水道施設の整備充実を図るため、平成 12 年度に策定したもの。(平成 16 年度、24 年度に改正)

<http://www.pref.aichi.jp/0000010289.html>

水質基準

水道法第 4 条に定める水質基準 51 項目のこと。

<http://www.pref.aichi.jp/0000008631.html>

水質指標（残留塩素）

企業庁が独自に設定している項目で、同じ浄水場から供給している複数の地点における残留塩素濃度の均等化を図るために設けた指標。

全地点の残留塩素濃度が最低値の地点の 1.5 倍以下となることを目標としている。

水道GLP

「Good Laboratory Practice」の略語で、日本語では優良試験所規範と訳される。国際規格である ISO9001 と ISO/IEC17025 の要求事項を、日本水道協会が各水道事業体の実施している水道水の水質検査の実情に合わせて具体化したものである。

水道の水質検査・水質試験を実施する機関を対象に、その検査・試験結果の信頼性や精度管理が十分に確立されているかを、第三者機関（日本水道協会）が客観的に判断、評価し、認定する制度である。

<http://www.pref.aichi.jp/0000010955.html>

先行契約方式

開発中の地区において、契約時に売買代金の一部を前払金として支払ってもらい、完成・引渡し時に残額を支払ってもらう契約方式。

早期に事業費の回収を図ることができる。

先導的施設

その集客力により賑わいを創出し、空港対岸部のまちづくりを先導・牽引するための核となる商業施設等をいう。

【た】

第3次あいち地震対策アクションプラン

愛知県が、東日本大震災の教訓や新たな地震被害予測調査結果を踏まえ、地震から県民の生命・財産を守る強靱な県土づくりを目指して、取り組むべき地震防災・減災対策をとりまとめたもの。

<http://www.pref.aichi.jp/0000078460.html>

宅地造成資産

譲渡の目的をもって造成される土地及び附帯施設のこと。

長期分納制度

土地の分譲代金を、10年以内で年賦により分割納入する制度。

導・送水管路

導水管路は、水道原水を河川等に設けられた取水施設から浄水場へ送るための管路、送水管路は水道水を浄水場から各受水団体の供給点へ送るための管路をいう。

土地リース制度

事業用建物所有を目的とする定期借地権。

年間借地料は土地の分譲価格の3～4.2%、借地期間は10年から20年で借地期間満了後は更地返還をする。別に公租公課が必要。

豊川用水二期事業

豊川用水施設の老朽化に伴う水路改築、大規模地震対策及び石綿管除去対策からなる事業。平成 11 年度から水路改築事業として開始され、平成 19 年度と平成 27 年度に社会的ニーズの高まりから大規模地震対策等を追加した事業へと計画変更された。

事業主体は豊川用水施設を管理している水資源機構。

【な】

長良川河口堰転用水源

国の木曾川水系における水資源開発基本計画（平成 16 年 6 月閣議決定）において、木曾川水系の水需給計画が見直され、それまで県が長良川河口堰に確保していた工業用水 8.39 m³/s のうち、5.46 m³/s を渇水時の安定供給水源として水道用水に転用することとされた。この転用水源について、県企業庁は県営水道事業計画を見直し、平成 19 年 3 月に水道法に基づく厚生労働大臣の認可を取得している。

【は】

排水処理

浄水場の水処理過程で取り出された濁り成分を濃縮したうえ、脱水機等で水分を取り除き固形物として場外へ搬出すること。

パブリシティ

マスコミなどに対して積極的に情報公開をするなどして、報道されるように働きかけること。

P F I

「Private Finance Initiative: プライベート・ファイナンス・イニシアチブ」の頭文字を取ったもので、公共事業を実施する手法の一つ。

公共施設の設計・建設や運営・維持管理を民間の資金や経営能力、技術的能力などのノウハウを活用して行う事業手法のこと。

【ま】

水安全計画

食品業界で取り入れられている HACCP(Hazard Analysis and Critical Control Point)の考え方を参考に、水源から蛇口（供給点[※]）までのあらゆる過程において、水道水の水質に悪影響を及ぼす可能性のある全ての要因（危害）を抽出、特定し、それらを継続的に監視・制御することで安全な水の供給を確実にするリスクマネジメント手法である。これにより、危害が発生した場合の迅速な対応が可能となり、水質への影響を未然に防止して、水道水の安全性をより確実なものにすることができる。

※供給点:市町村等が行っている各家庭に給水する水道事業への水道水の受け渡し場所。

<http://www.pref.aichi.jp/0000010289.html>

【や】

矢作川総合第二期事業

矢作川総合北部幹線施設及び明治用水施設への大規模地震対策を行う事業。平成 26 年度から事業を実施している。事業主体は施設を所有している農林水産省東海農政局と愛知県企業庁。

予備力

事故・災害及び大規模な更新等による水道施設の機能低下に備え、機能低下した地域へ応援給水するため、浄水場に保有する予備的な能力。

【ら】

連絡管

浄水場や広域調整池などの供給拠点を連絡し、地震災害時や水道施設の事故時などの非常時及び施設更新における浄水場能力の低下時に応援送水など広域的な水道水の運用を可能とするもの。